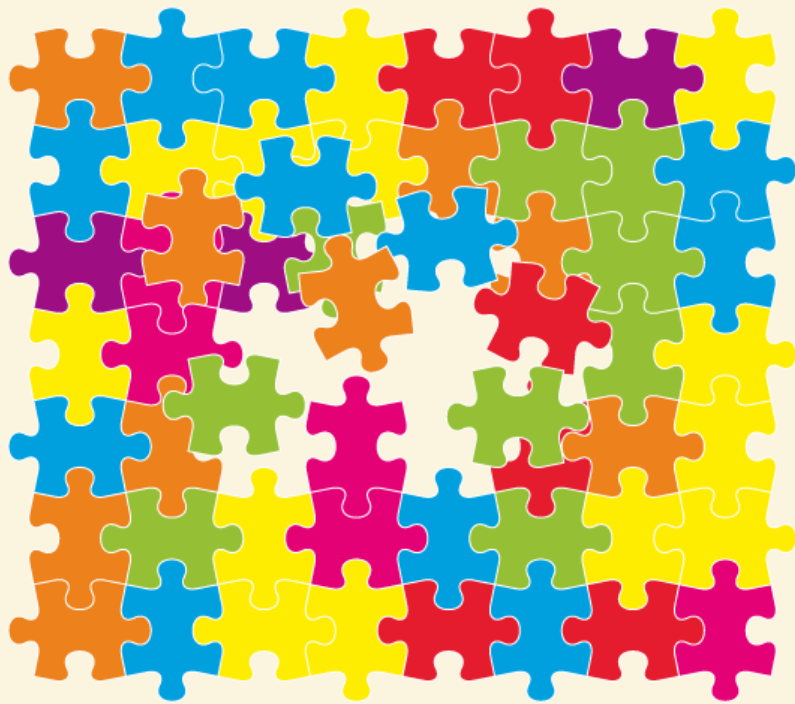


**平成 27 年度**  
**野洲市生活困窮者支援事業**

**実績報告書**



**平成 28 年 6 月**  
**野洲市 市民部 市民生活相談課**

## もくじ

|                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| はじめに                                    | P. 2  |
| ●平成 27 年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告              |       |
| 1. 相談支援事業について                           | P. 4  |
| 2. 就労支援事業 について【やすワーク】                   | P. 15 |
| 3. 家計相談支援事業について                         | P. 18 |
| 4. 学習支援事業 YaSchool (やすクール)              | P. 21 |
| 5. 生活困窮者支援調整会議の実施について                   | P. 26 |
| 6. 生活困窮者支援事業シンポジウムについて                  | P. 29 |
| 7. 高齢者支え合い拠点・終活仕組みづくり事業について             | P. 40 |
| ●参考資料                                   |       |
| ・資料 1 野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱                | P. 44 |
| ・資料 2 野洲市債権管理条例について                     | P. 47 |
| ・資料 3 野洲市生活困窮者支援事業相談申込書                 | P. 48 |
| ・資料 4 やすワーク受付票                          | P. 50 |
| ・資料 5 国民健康保険資格証明書から<br>生活困窮者を発見するプロジェクト | P. 51 |
| ・資料 6 生活弱者発見 緊急連絡プロジェクト                 | P. 54 |
| ・資料 7 平成 27 年度野洲市生活困窮者支援事業              | P. 55 |
| ・新聞記事抜粋                                 | P. 57 |

※集計結果について：平成26年度7月より、平成27年度の生活困窮者自立支援法の本格施行に対応するため、従来の相談管理システムから厚生労働省から配布された「入力・集計支援ツール」（みずほ情報総研株式会社作成）による管理方法に変更しました。そのため、集計項目や結果に差異が生じています。

はじめに

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され 1 年が経過しました。

野洲市では、平成 23 年度から実施した生活困窮者支援の基本的な考え方に基づく、パーソナル・サポート・モデル事業の取り組みを踏まえ、本格施行後も生活困窮者支援に取り組んできました。

全国的に、さまざまな複合要因で生活困窮状態に陥ってしまう、もしくはその恐れのある人たちをサポートする仕組みが法律として整備され動き出しましたが、少子高齢化や情報化、また国際化の進展、家庭、地域社会、雇用慣行の変化など、貧富の格差がより広がり、貧困の連鎖による負の再生産が大きな社会問題になっています。

負の再生産を食い止め、また、予防するため、平成 27 年度からはこれまで検討を進めてきた生活困窮世帯への学習支援事業もスタートし、生活困窮者支援を強化しました。子どもの貧困の解決には世帯の中心である親への支援が必要です。この学習支援も発見機能（アウトリーチ）としての位置づけもあり、いかにして生活困窮世帯を見つけ、生活支援を届けるかが重要となります。

「おせっかい」と「一人から」を合言葉に、「しっかり安全・安心」を目標として当事者に寄り添いながら伴走し、市役所内の関係部署はもとより、市内外の関係機関、NPO 団体などと密接に連携・協働した支援を届けていく取り組みを今後とも進めていきます。

生活困窮者支援は、救急車や消防車、治水、交通安全、さらには公共施設の耐震対策などと同様にすべての市民のために必要不可欠なセーフティーネットです。病気、失職、事業のトラブルや災害など、いつでも誰でも生活困窮状態に陥る恐れがあります。そういった時にすぐに相談ができ、支援が得られる体制を構築するため、今後も野洲市役所が一丸となって関係機関やNPO 団体等と連携・協働して地域全体のネットワークを充実させ生活困窮者支援を進めてまいります。

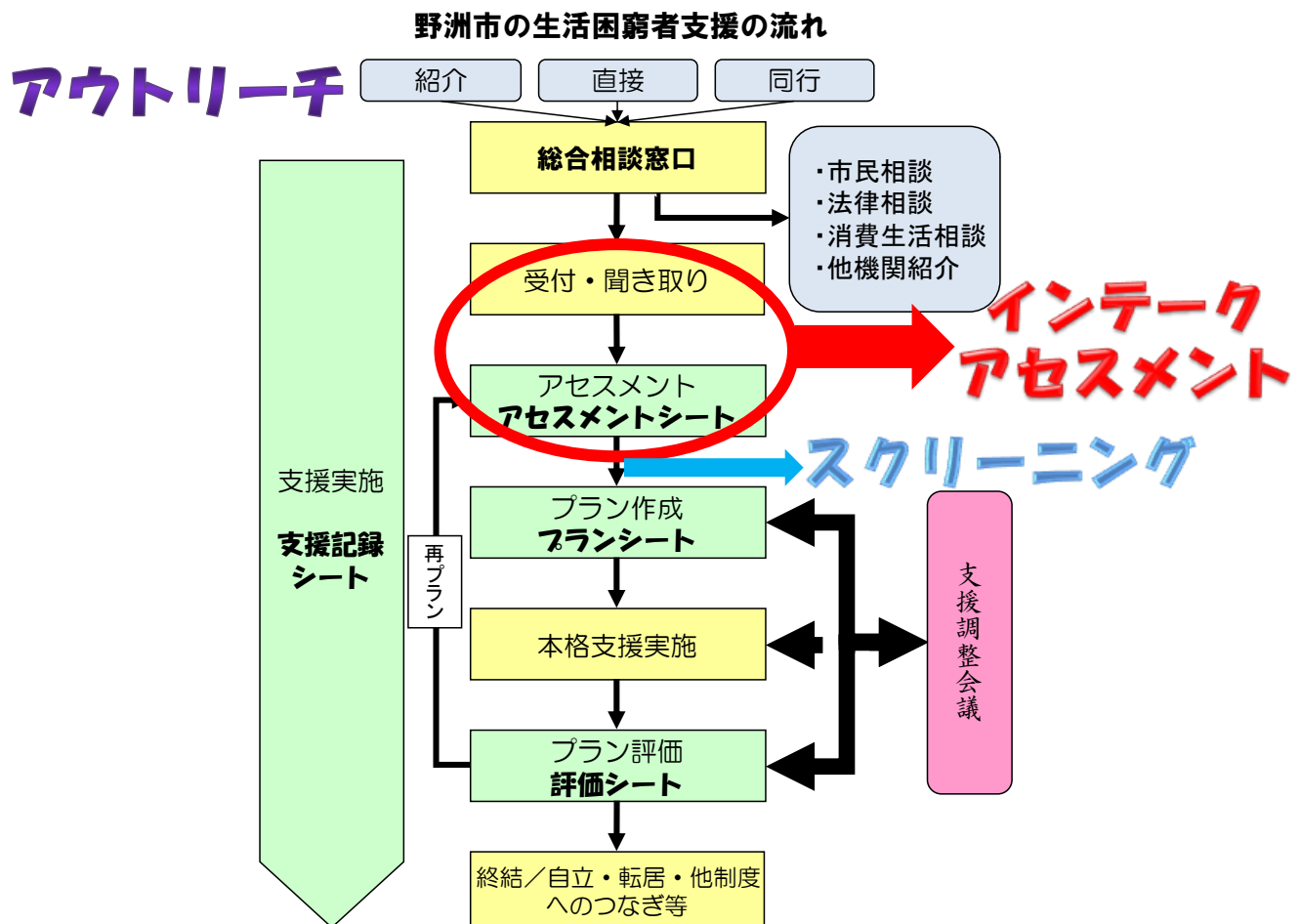
平成 28 年 6 月

野洲市長 山仲 善彰

## 平成 27 年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出しました。

野洲市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しました。



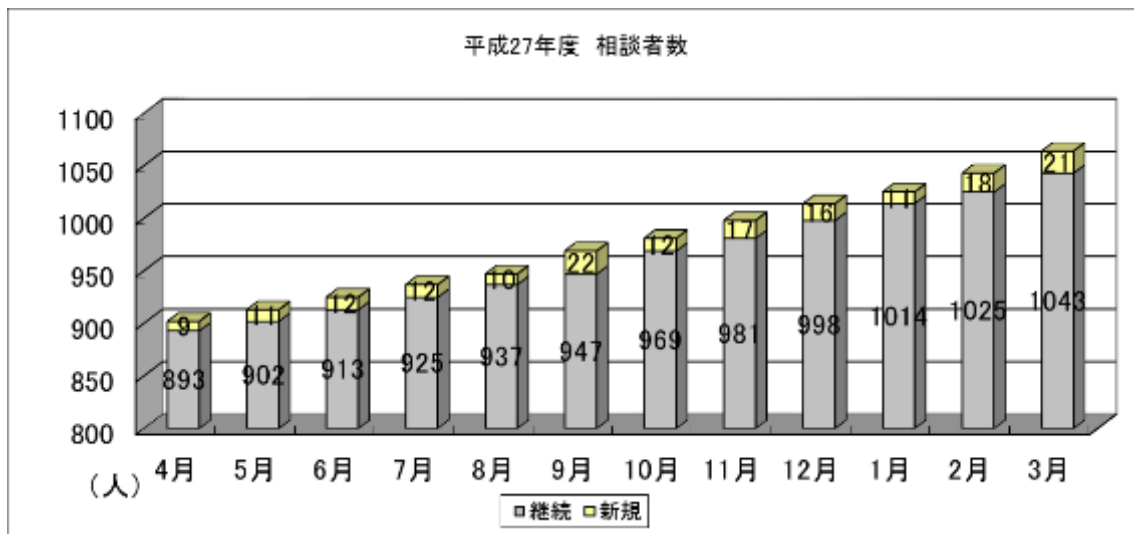
※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

## 1. 相談支援事業について

- ・ 平成27年度1年間の新規の相談者人数（実数）は、171人です。また平成23年度から通しての相談者人数（実数）の総数は、1,064人になりました。
- ・ 相談支援の延べ件数は、平成27年度は4,111件です。この相談延べ件数については、相談者との面談や支援対応のほか、関係部署や支援機関、家族等との状況確認やケース会議等の対応件数も含まれています。

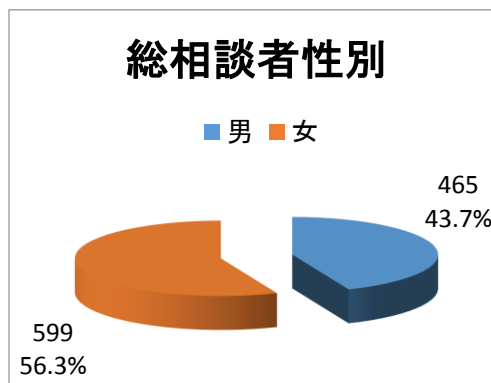
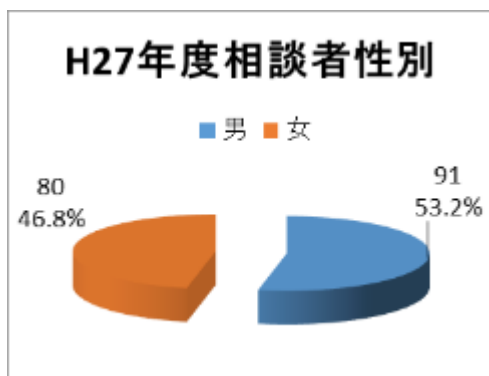
### （1）相談者の属性（n=171）

|    | H26末 | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   | 合計  |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|
| 継続 | -    | 893 | 902 | 913 | 925 | 937 | 947 | 969 | 981 | 998  | 1014 | 1025 | 1043 | -   |
| 新規 | 893  | 9   | 11  | 12  | 12  | 10  | 22  | 12  | 17  | 16   | 11   | 18   | 21   | 171 |
| 総数 | 893  | 902 | 913 | 925 | 937 | 947 | 969 | 981 | 998 | 1014 | 1025 | 1043 | 1064 | -   |



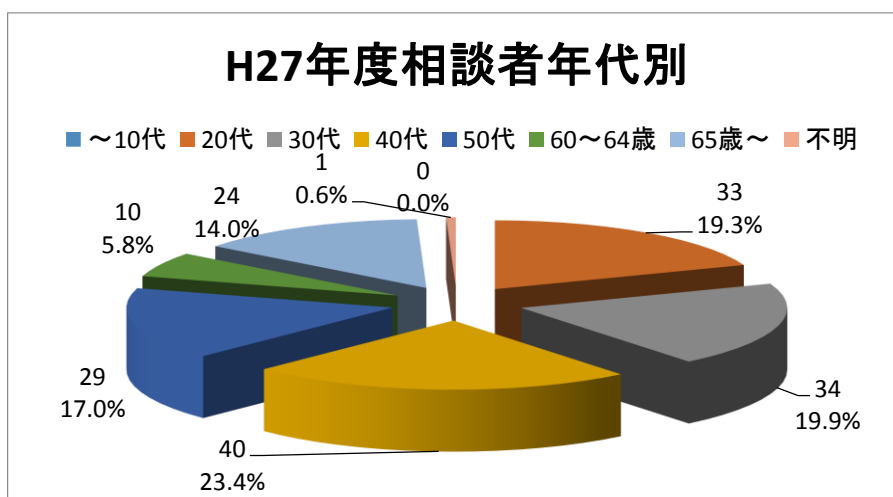
|    |    | 総合計  | H23～H26<br>合計 | H27 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|------|---------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 性別 | 男  | 465  | 374           | 91  | 4  | 7  | 7  | 7  | 3  | 12 | 7   | 12  | 7   | 6  | 8  | 11 |
|    | 女  | 599  | 519           | 80  | 5  | 4  | 5  | 5  | 7  | 10 | 5   | 5   | 9   | 5  | 10 | 10 |
|    | 不明 | 0    | 0             | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  |
|    | 合計 | 1064 | 893           | 171 | 9  | 11 | 12 | 12 | 10 | 22 | 12  | 17  | 16  | 11 | 18 | 21 |

・相談者の性別で見ると、男性91人（53.2%）、女性80人（46.8%）となっており、これまで女性からの相談が多くありましたが、今年度始めて男性からの相談者が多くなりました。

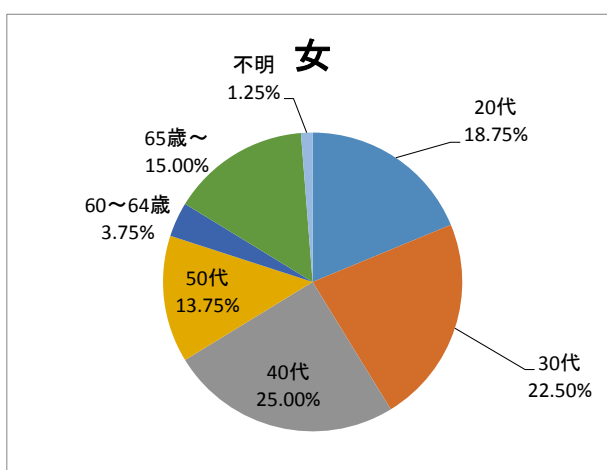
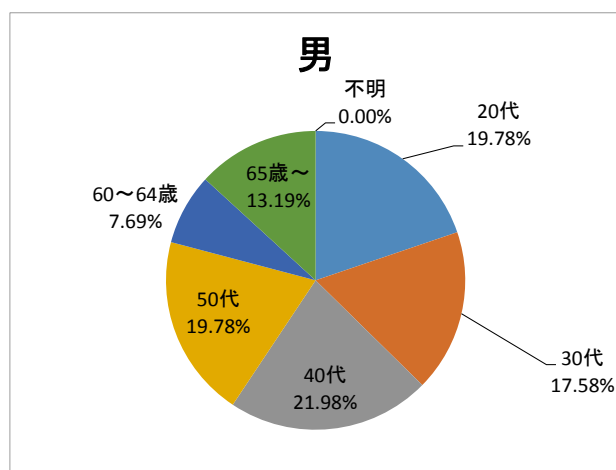
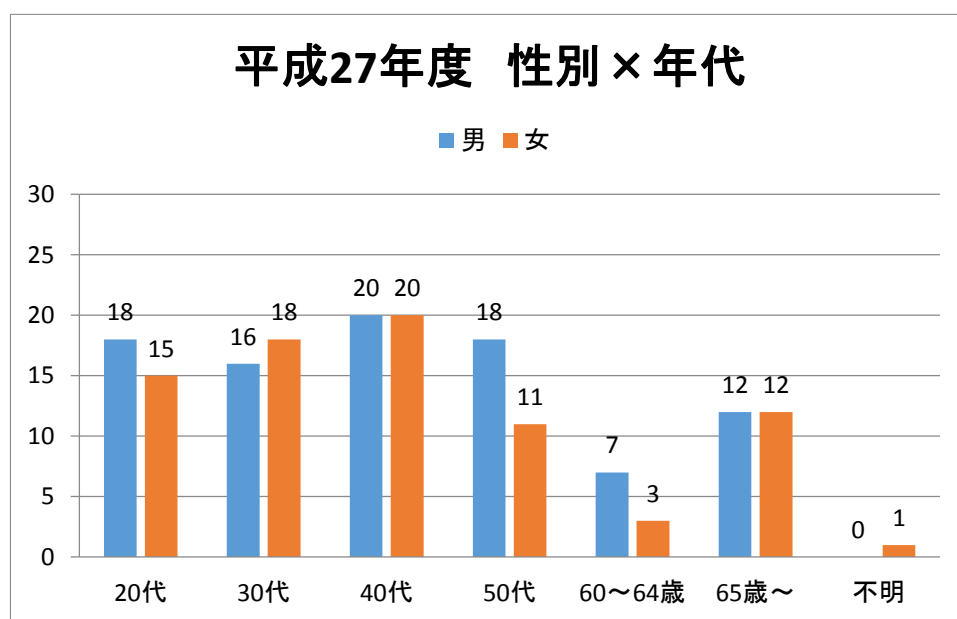


- ・年代別では、40歳代の相談者が40人（23.4%）と一番多く、30歳代が34人（19.9%）、20歳代が33人（19.3%）、50歳代29人（17.0%）と続きます。
- ・20歳代の相談者が今年度は大幅に増加（昨年度12人）し、相談者の若年傾向が確認できます。

|    |        | 総合計  | H23～H26<br>合計 | H27 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|--------|------|---------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 年代 | ～10代   | 18   | 18            | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  |
|    | 20代    | 127  | 94            | 33  | 2  | 4  | 3  | 3  | 2  | 3  | 1   | 3   | 5   | 2  | 2  | 3  |
|    | 30代    | 269  | 235           | 34  | 1  | 3  | 3  | 3  | 0  | 4  | 2   | 6   | 4   | 3  | 5  | 0  |
|    | 40代    | 272  | 232           | 40  | 6  | 1  | 3  | 3  | 3  | 6  | 4   | 3   | 4   | 2  | 1  | 4  |
|    | 50代    | 163  | 134           | 29  | 0  | 2  | 1  | 2  | 2  | 4  | 4   | 2   | 1   | 1  | 6  | 4  |
|    | 60～64歳 | 80   | 70            | 10  | 0  | 1  | 1  | 0  | 1  | 0  | 0   | 1   | 1   | 1  | 2  | 2  |
|    | 65歳～   | 134  | 110           | 24  | 0  | 0  | 1  | 1  | 1  | 5  | 1   | 2   | 1   | 2  | 2  | 8  |
|    | 不明     | 1    | 0             | 1   | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  |
|    | 合計     | 1064 | 893           | 171 | 9  | 11 | 12 | 12 | 10 | 22 | 12  | 17  | 16  | 11 | 18 | 21 |



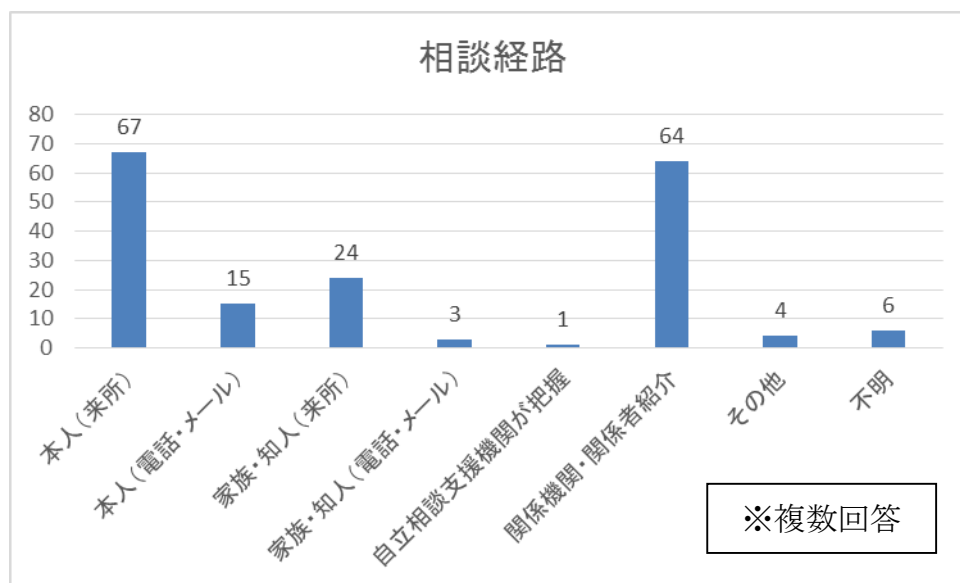
- ・男女の年代別を見ると、男性は20歳代から50歳代の相談者が満遍なく多く、20歳代は昨年度5人から18人、40歳代は12人から20人と大幅に増加しています。
- ・女性は、20歳代では唯一増加して（昨年度7人）いますが、それ以外の年代ではいずれも減少しています。



相談経路については、本人（来所）が一番多く67件ありました。

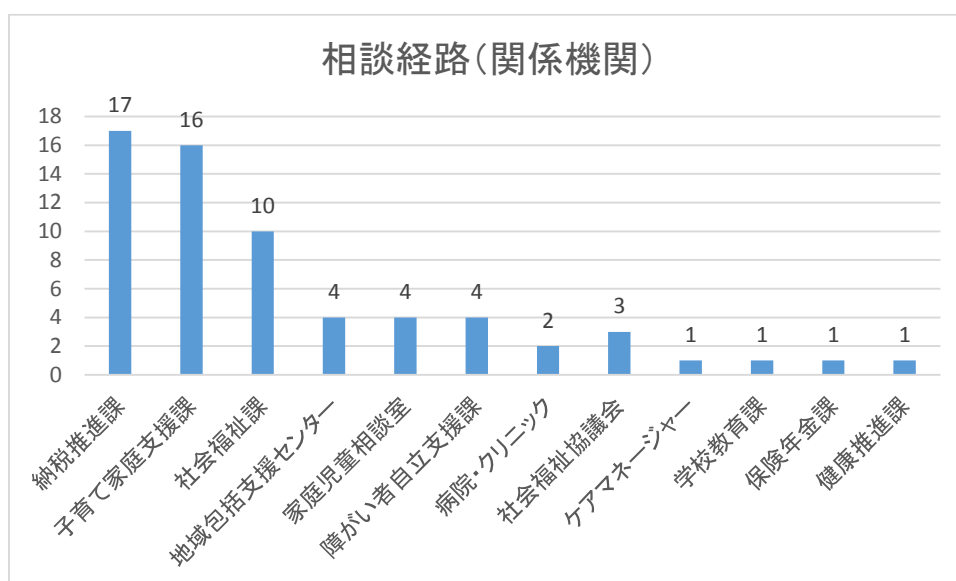
・例年、庁内連携等の仕組みから関係機関・関係者紹介からが一番多くありましたが、今年度は64件と昨年度85件から大きく減少しました。

・今年度の傾向として、本人（来所）60件から67件、本人（電話・メール）6件から15件、家族・知人（来所）8件から24件など、認知度が上がった効果か本人や家族・知人からの相談が増えました。



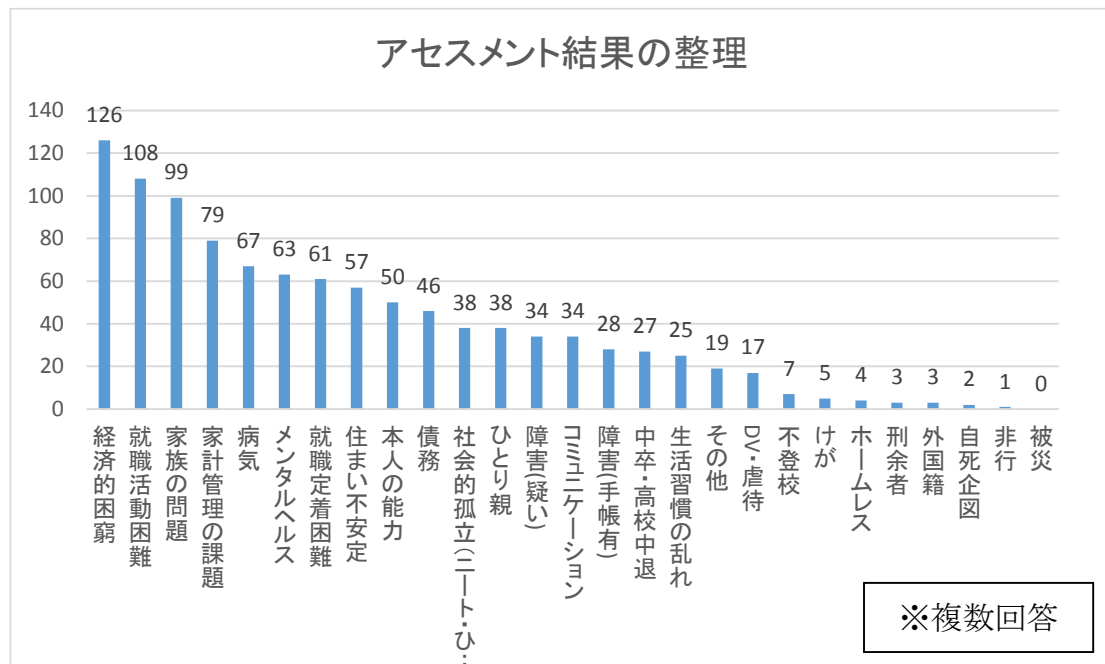
・関係機関・関係者からの紹介（上図64件）は、納税推進課、子育て家庭支援課、社会福祉課からの相談が多くなっています。

・納税推進課からは税金滞納者から、子育て家庭支援課はひとり親への支援、社会福祉課からは生活保護等の相談者がそれぞれ発見され、つながれてきています。



## (2) アセスメント結果の整理 (n=171)

- ・新規に相談を受け付けた171名の課題や問題点を整理した結果、相談者1人当たりの問題点は6.09個（総数1,041個 昨年度6.3個（107人672個））の問題点を抽出しました。生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- ・内容は、経済的困窮（126個）に関する問題点が一番多く、次いで就職活動困難（108個）が続きます。しかし、家族の問題（99個）が3番目に入り、就労だけでは解決できない内容の相談も多くあることがわかります。ちなみに、この上位3位は昨年度と同じ状況です。
- ・次いで、家計管理の課題（79個）が半数を超えてあり、また、債務（46個）もあり、生活困窮支援において家計相談の必要性が分かります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の問題を一緒に解決していくことが必要です。
- ・病気（67個）、メンタルヘルス（63個）、本人の能力（50個）、障がい疑い（34個）といった問題点も多くあり、障害手帳を有していなくても福祉サービスに繋ぐためのサポートが必要な相談者が多く、このサポートの仕組みづくりが必須です。また、精神疾患等においては、医療機関等との連携が重要となります。（考察1）
- ・就職定着困難（61個）については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後長く働き続けられるようにどのような支援をすればいいのかが課題です。
- ・住まい不安定（57個）については、低収入や失業により家賃を滞納してしまう相談者が多く、住居確保給付金を早期に利用することで滞納を回避するなど効果的な活用が重要です。
- ・ひとり親（38個）、DV・虐待（17個）、については、子育て家庭支援課や家庭児童相談室等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能としての相談体制が重要といえます。
- ・コミュニケーション（34個）については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかに関わり添っていくかが重要となります。まずは、定期的に面談を重ねて日常会話をする、交換日記をする、などの相談者一人一人にあった方法を考えて接し、信頼関係を築くことから始めています。
- ・社会的孤立（ニート・引きこもり）（38個）についても、今年度はおとな食堂や年賀状の送付などさまざまな手段で対応しました。生活困窮者支援は、経済困窮の問題だけではなく社会的孤立の問題にもきちんと向き合っ  
て取り組むことが重要とわかります。（考察2）



#### <考察1：生活困窮者と障がい>

生活困窮者の多くは何かしらの理由があり生活困窮状態に陥っていることがほとんどです。また、その多くはその状態から独力で自立することが難しいケースが多くあります。

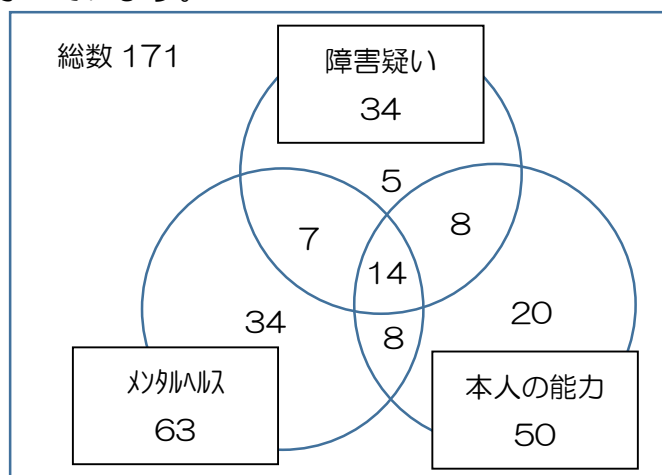
その原因を探っていくと障がいを疑うケースが多くあります。今年度でも171人中、障害が疑われる相談者は34人あり、そのほかメンタルヘルス、本人の能力のいずれかに問題があると思われる相談者は実に96人（56.1%）に上ります。

では、そういった障がいの要素が疑われる相談者についてどういった支援が必要となるのでしょうか。

実際には、その人の生活実態に応じて各種障害手帳の取得支援や精神疾患や発達障害の受診支援などを行い障害福祉サービスの利用につなげるケースや、障害年金の申請が必要なケースにおいては障害年金に詳しい社会保険労務士の力を借りて障害年金の取得支援も行っています。

平成27年度は障害手帳取得5名、障害年金申請受任10名と生活再建に向け、一般就労への支援だけでなく、障害福祉の各種制度を活用したケースがいくつも出てきました。

今後も、障害福祉サービスとの円滑な連携体制が生活困窮者支援には重要です。



## ＜考察2：社会的孤立と生活困窮者＞

社会的に孤立している、孤立していった状態の生活困窮者は多くいます。高齢の親との2人暮らしで介護が必要なため働けずお風呂も入らずごみ屋敷、理解力が乏しく社会参加することなくひきこもる、会社を解雇され自暴自棄になり自殺未遂、ギャンブル依存で家族不和、出会い系サイトに没頭し不動産を売却してでもネットを続けてしまう、糞尿の始末の仕方がわからず撒き散らし孤立するなどさまざまなケースがあります。

しかし、生活困窮者自立支援法では経済的困窮に陥っているまたはその恐れのある者のみを生活困窮者とし支援を進めることとなっています。

実際には社会的孤立状態の38人中31人（78.95%）が経済的困窮状態にあり、社会的孤立の多くに経済的困窮があると考えられます。

そのほか社会的孤立状態の38人には、家族の問題29人、メンタルヘルス27人、ひきこもり14人等、社会的孤立状態の人にも複合的に絡み合った課題があることがわかります。

一方で、経済的困窮状態にある126人のうち、31人（24.6%）しか社会的孤立状態にない事実もあり、社会的孤立が経済的困窮の絶対条件でないこともこの数字から見えてきます。

とはいえ、こういった社会的孤立状態に陥っている人に支援が必要なことは明白です。これまでも野洲市では生活上の困り事を抱えている市民に対し、経済状況のみで判断することなく支援してきましたが、今回、条例内に社会的孤立を含めた生活困窮者等に対し支援をしていくことを明記し、法律よりも広い範囲で対象者を捉え、支援を届けていく予定です。

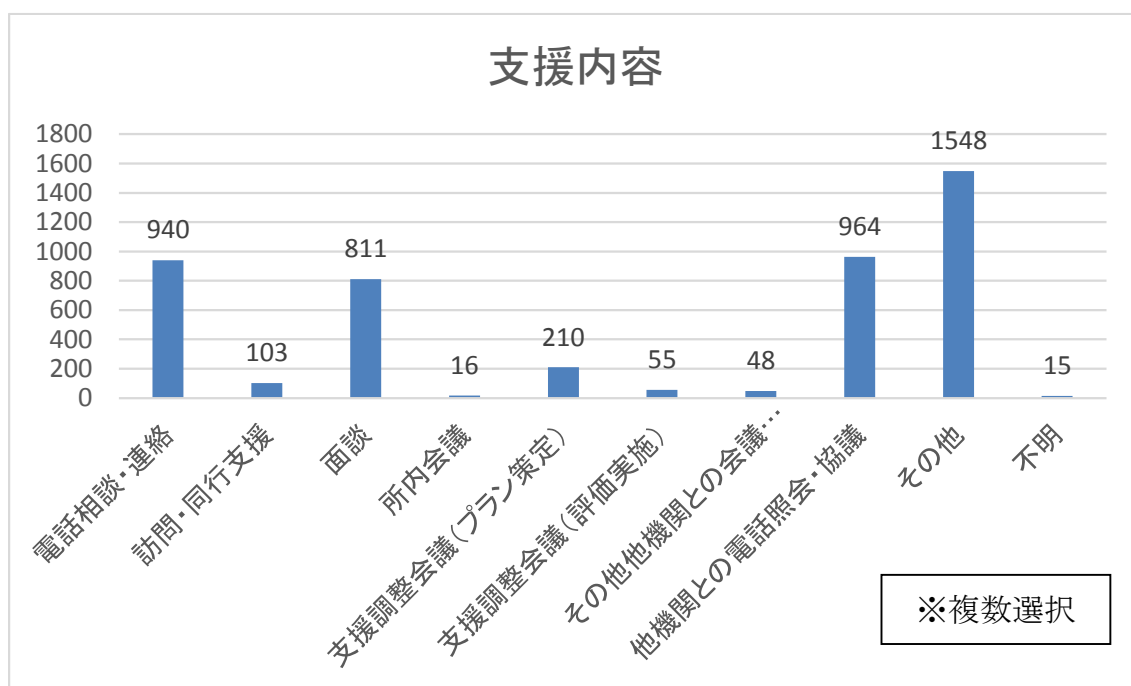
まずは、支援者がかかわりを持つことで孤立無縁状態から脱却し、順に支援者を増やし、生活再建に結び付けていくことが社会的孤立状態の人には重要と考えています。経済的困窮、社会的孤立、いずれにせよ関わりを持つことで、生活困窮状態からの脱却につながります。

特に社会とのかかわりが少なくなってしまう傾向の強い中高年の男性を対象としたおとな食堂、年賀状の発送など、やり方にはとらわれず、「今必要な、必要とされている支援を届ける」考え方で今後もかかわり続けていきます。



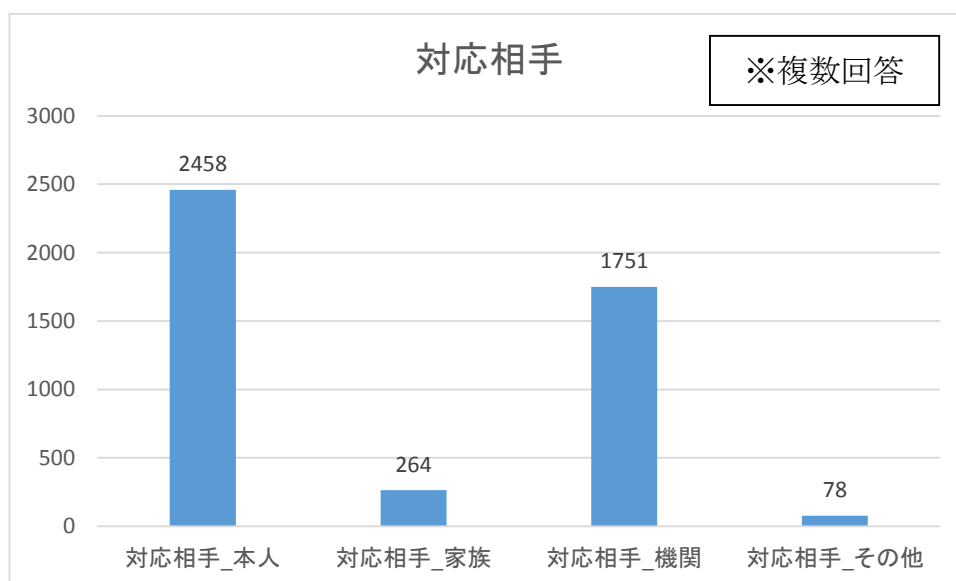
(3) 支援内容 (n=4,111)

- ・電話や他機関との調整など相談支援の延べ件数は4,111件でした。
- ・本人との電話や面談、他機関との調整が中心となっています。
- ・その他等に1,562件入っていますが、これは就労支援のやすワーク（918件）や家計相談（553件）の支援状況が入っているためによるものです。



|                      |      |
|----------------------|------|
| 電話相談・連絡              | 940  |
| 訪問・同行支援              | 103  |
| 面談                   | 811  |
| 所内会議                 | 16   |
| 支援調整会議(プラン策定)        | 210  |
| 支援調整会議(評価実施)         | 55   |
| その他他機関との会議(支援調整会議以外) | 48   |
| 他機関との電話照会・協議         | 964  |
| その他                  | 1548 |
| 不明                   | 15   |

・支援を実施した対象は本人への支援が2,458件、関係機関への支援が1,751件、家族への支援が264件、その他の内容が78件となりました。



・支援を実施する際、たくさんの機関と連携し支援を行っています。その連携機関は以下のとおりとなっており、50を超える関係機関と支援を実施しました。

・市内においては生活保護を担当する社会福祉課（459件）、ひとり親の支援を行う子育て家庭支援課（270件）の件数が多くなっています。

・次いで、地域包括支援センター（121件）が多くなっており、高齢者の年金を使い込んでしまう子ども等の経済的虐待と思われる事案（5080問題）の中で、親への介護保険サービスの調整等で自宅へ介入し（アウトリーチ）子どもの就労支援等に繋がるケースが多く寄せられていることが挙げられます。

・メンタルヘルスや障害にかかる相談も多く、精神保健を担当する健康推進課（116件）、知的障害や身体障害を担当する障がい者自立支援課（54件）、発達障害を担当する発達支援センター（36件）とのやりとりも多くあります。

・野洲市の特徴としては、納税推進課（78件）との連携が多くあることです。これは、税金を滞納している相談者が多くあり、いち早く生活困窮者を発見し生活再建の支援をするアウトリーチ機能であるといえます。平成27年度からは債権管理条例を制定し、この取り組みを強化しました。

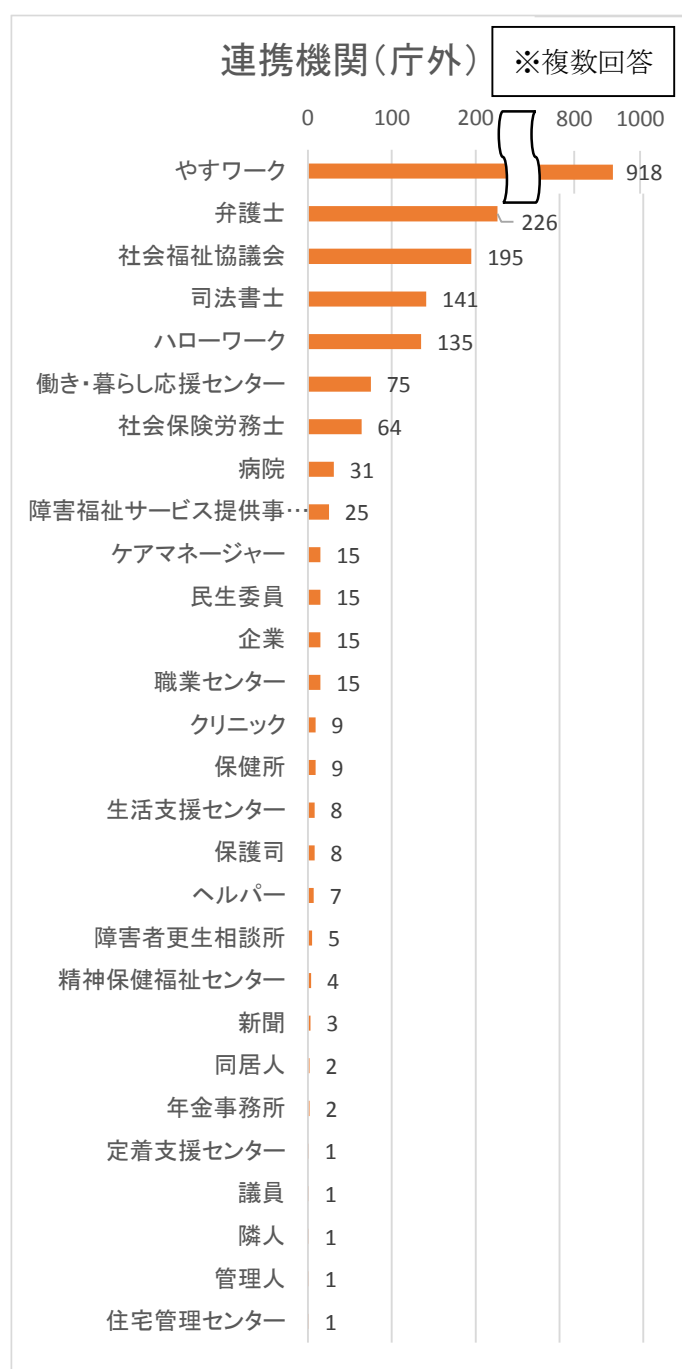
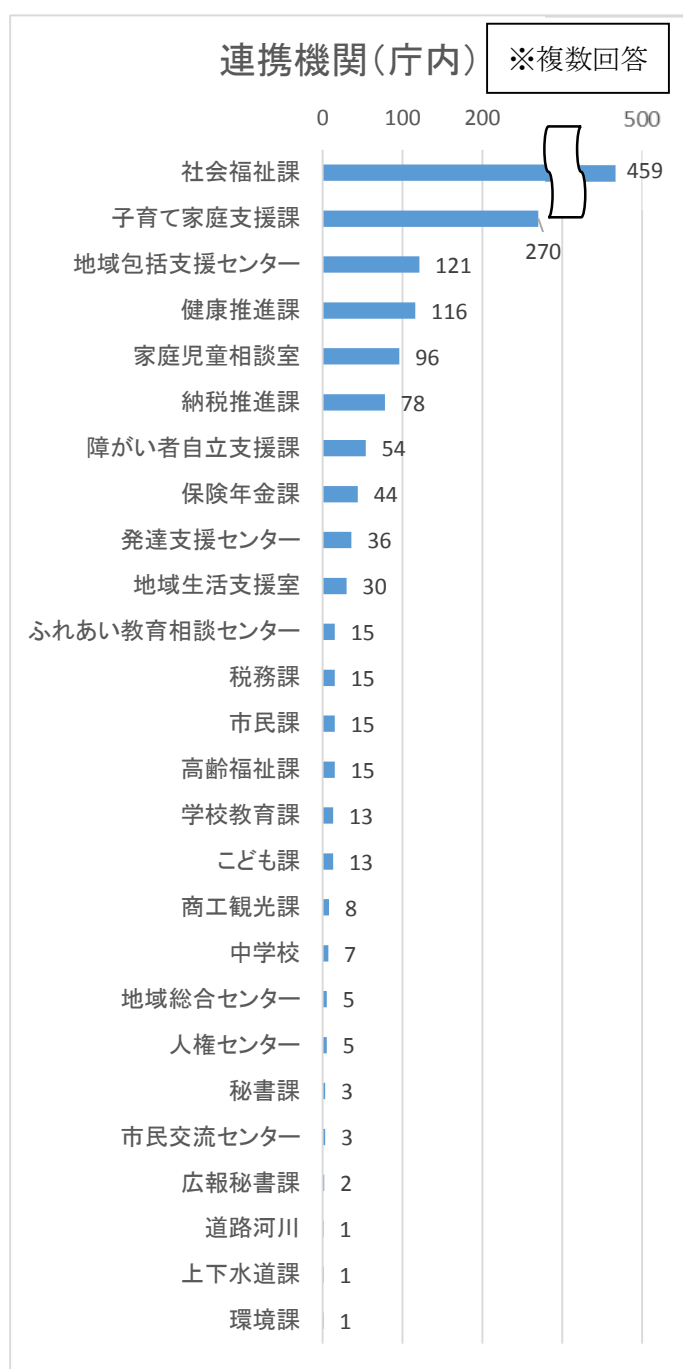
・庁外では、ハローワークと一体的に就労・生活支援を提供するやすワークが（918件）と多くなっています。

・次に、弁護士（226件）、司法書士（141件）と法律家との連携も多く、多重

債務や相続等の問題など、法律家の力が必要な場面が多くありました。

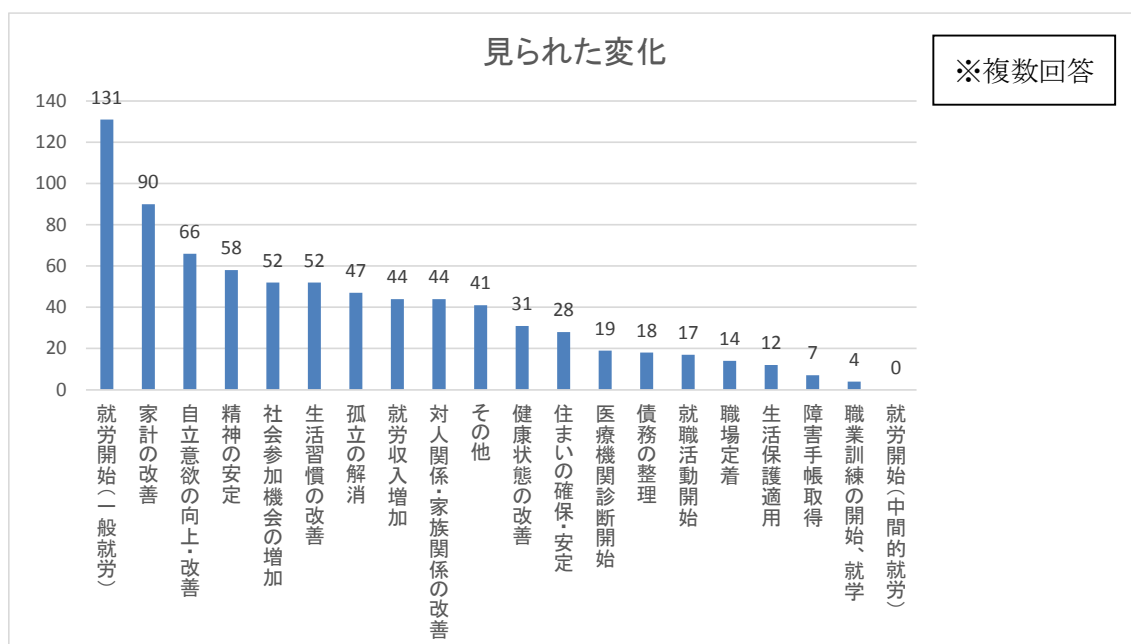
・社会福祉協議会（195件）とのやり取りも多く、当座の生活を確保する緊急的な貸付制度や金銭管理能力に課題のある人の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常金銭管理サービス）の利用など、連携して実施しました。

・社会保険労務士（64件）との連携が今年は大幅に増え（昨年度8件）ましたが、これは、障害年金の申請を進めた結果と考えられます。障害を抱える生活困窮者の生活を確保するための障害年金の取得は生活困窮者支援において重要となっています。



#### (4) 支援の効果 (n=224)

- ・支援を実施し、評価を行ったケース224件について見られた変化を集計した結果以下のとおりとなりました。昨年度、評価を実施件数は67件でしたが、早期にプラン、評価のサイクルを回した結果、大幅に増加しました。
- ・就労開始（一般就労）131件、就労収入増加44件とやすワークを活用した就労支援による効果が出ていると考えられます。しかし、就労開始（中間的就労）、職場定着、職業訓練の開始、就学など、就労支援に関しても複数のメニューの整備が必要と考えられます。
- ・家計の改善が90件と2番目に多く、これは相談時に家計を含めた世帯全体の家計状況の聞き取りを徹底し、健康保険や年金、税金などの適正な申告助言を進めた結果と考えられます。家計相談に関しては、平成26年度の取り組みを踏まえ、今年度から自立相談支援と一体的な実施をして取り組んだ結果と言えそうです。
- ・次いで、自立意欲の向上・改善（66件）、精神の安定（58件）、社会参加機会の増加（52件）、生活習慣の改善（52件）、孤立の解消（47件）、となつていきます。相談者と関わることで、意欲を喚起することができたり、社会的孤立の解消をすることができたりと、相談者の状況を少しでも改善することができたと考えられます。



## **2. 就労支援事業 について【やすワーク】**

平成23年度のパーソナル・サポート・サービス モデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成25年度より、野洲市と厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館1階に開設しました。

これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と野洲市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成25年4月1日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、毎日10時～16時の時間帯において、完全予約制（1人45分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う各部署（商工観光課、社会福祉課、子育て家庭支援課、地域総合センター、市民交流センター、健康推進課、障がい者自立支援課等）の就労支援制度の担当者と連絡を取り合って、就職ナビゲーターと密に連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

- ・ 就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは、151人（実人数）、延べ918件でした。その内、140人（実人数105人）が就労決定し、昨年146人（実106人）と同等の数字となっています。
- ・ やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で1時間の就労相談・情報提供を受けることができること、また各部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなど、などメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。
- ・ また、この140人の属性については、ひとり親家庭（53人）、生活保護受給者（33人）、となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。
- ・ 雇用形態については、就職決定者の内、正社員が25人、正社員以外（パート、臨時社員、契約社員など）が132人となっています。正社員の雇用形態が少ないというよりは、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、多様な働き方により社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。

|                          |           |             |
|--------------------------|-----------|-------------|
| やすワーク<br>予約制 1日5枠（1人45分） | 相談者人数（実数） | 151人        |
|                          | 相談件数（延べ数） | 918回        |
|                          | 就職決定者数    | 140人（実105人） |

#### 4月1日～3月31日までの就職決定者等の状況

|                |         |        |      |
|----------------|---------|--------|------|
| 就職ナビ（延べ回数／実人数） | 918／151 | 総就職決定者 | 140人 |
|----------------|---------|--------|------|

| 男  | 女  | 合計  |
|----|----|-----|
| 58 | 82 | 140 |

|    | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 合計  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男  |     | 6   | 11  | 13  | 19  | 10  |     | 59  |
| 女  |     | 9   | 27  | 28  | 11  | 5   | 1   | 81  |
| 合計 | 0   | 15  | 38  | 41  | 30  | 15  | 1   | 140 |

| 職 種      | 人数  | 内 訳 |      |    |     |
|----------|-----|-----|------|----|-----|
|          |     | パート | 契約社員 | 派遣 | 正社員 |
| 軽作業・工場等  | 56  | 29  | 5    | 12 | 10  |
| 清掃・施設管理  | 14  | 12  | 2    |    |     |
| 接客販売     | 14  | 12  |      | 1  | 1   |
| 事務       | 24  | 15  | 4    | 2  | 3   |
| 介護・福祉・看護 | 13  | 9   | 1    |    | 3   |
| 調理       | 8   | 7   |      |    | 1   |
| 運転関係     | 8   | 4   |      |    | 4   |
| 農林水産業    | 3   | 2   |      | 1  |     |
| 合 計      | 140 | 90  | 12   | 16 | 22  |

| 属 性<br>※重複回答あり | 人数  | 内 訳 |      |    |     |
|----------------|-----|-----|------|----|-----|
|                |     | パート | 契約社員 | 派遣 | 正社員 |
| 生活保護           | 33  | 16  | 5    | 6  | 6   |
| 住宅手当           | 4   | 2   |      |    | 2   |
| 障がい            | 24  | 16  | 3    | 2  | 3   |
| 母子             | 53  | 42  | 5    | 3  | 3   |
| 高齢者            | 4   | 4   |      |    |     |
| 多重債務者          | 9   | 1   |      | 4  | 4   |
| その他            | 30  | 18  | 2    | 3  | 7   |
| 合 計            | 157 | 99  | 15   | 18 | 25  |

- ・仕事がうまく探せない
- ・履歴書の書き方に自信がない
- ・職務経歴書ってなに?!

## 仕事はしたいけど 色々難しい...

ハローワーク職員の就職支援ナビゲーター & 市役所職員の相談支援員が一緒に相談いたします。

ハローワークカードの登録  
求人情報の提供  
紹介状の発行  
面接の日程調査  
履歴書、職務経歴書指導  
面接指導  
就活メイク指導  
就活スーツ無料貸出し など...

### やすワークの手順



まずは  
お気軽にお電話を!

ご予約は **市民生活相談課へ**

TEL **587-6063**

FAX **586-3677**

滋賀県野洲市小森原2100番地1  
(野洲市役所内)

相談時間

月曜日～金曜日  
10:00～16:00 (各45分)  
(土・日・祝祭日・年末年始は除く)

予約制

個室の相談室でゆっくりと  
ご相談をいただけます。

秘密は厳守します。  
費用は無料です。



## しごとを探している方へ やすワーク

をご利用下さい!

あなたの就職サポートします!



「やすワーク」とは...

平成25年4月1日付で締結した「野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定」に基づき就労支援と生活支援を一体的に実施するために野洲市役所内に設置した施設です。

野洲市市民部 市民生活相談課

聞かせて下さい、その悩み。話して下さい、その思い。

- ・理由もなく解雇された
- ・覚えのない高額請求がきた
- ・収入が不安定で先が見えない
- ・多額の借金を抱えてしまった
- ・離婚したあとの生活が不安

やすワークは、就職相談  
だけではありません。

生活を抜きにして仕事のことでは考えられません。日々の生活費、家賃、ローン返済、育児、介護、健康など生活する中に悩みはつきものです。

やすワークでは就職相談だけでなく、生活全般を含めた総合相談も受け付けております。

家計のやりくり  
に悩んでいる方へ

- ・本当に必要な収入額を計算してお仕事探しに役立ちます!!
- ・お金の使い方を見直して生活を立て直します!!



失業によって住宅や生活にお困りの  
方に対する支援制度があります。  
一人で悩まずに、ご相談ください。

### 住居確保給付金について

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給する制度です。

支給額：家賃額－(月の世帯の収入合計額－基準額)  
支給額の上限は、家賃額の上限額となります。

| 世帯人数 | 基準額    | 家賃額(上限額) |
|------|--------|----------|
| 1人   | 7.8万円  | 3.5万円    |
| 2人   | 11.5万円 | 4.2万円    |
| 3人   | 14.1万円 | 4.6万円    |
| 4人   | 17.5万円 | 4.6万円    |

支給期間：3ヶ月間(一定の条件により最長9ヶ月まで延長が可能です)

### 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等いわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

◎生活福祉資金(総合支援資金)

継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内  
貸付期間 原則3ヶ月 最長1年間
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)  
貸付期間 原則3ヶ月 最長1年間
- 3) 一時生活：60万円以内  
再建費 貸付期間 原則3ヶ月

### 各種無料相談

**法律相談** 市民の方を対象に不動産・金銭・家庭問題・相続など弁護士・司法書士による法律相談を無料で行っています。  
相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内  
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。  
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

**税務相談** 市民の方を対象に国税(所得税・相続税など)に関して近畿税理士会による税務相談を無料で行っています。  
相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内  
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。  
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

**行政書士相談** 市民の方を対象に公的書類の作成(申請・許可など)に関して滋賀県行政書士会会員による相談を無料で行っています。  
相談時間 午前10時～正午まで 1人(組)30分以内  
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。  
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

**行政相談** 市民の方を対象に主に国の事務に関するご意見や苦情について行政相談委員(2名)が相談に応じます。  
相談時間 午前9時30分～正午 随時受付  
申込み 事前予約は必要ありません。当日、直接会場へお気軽にお越しください。

**消費生活相談** 専門相談員が買戻金法や多重債務などのトラブルに関する相談に随時応じます。まずは、お電話を!

### 労使間のトラブルに悩まれている方へ

- ・労働条件に関する相談  
大津労働基準監督署 ☎ 522-6641 (面接相談も可能)
- ・解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談  
滋賀労働局 総合労働相談コーナー ☎ 522-6648
- ・一人一人の労働者と使用者との間の紛争のあっせん  
滋賀県労働委員会 ☎ 528-4473 / 4472
- ・職業訓練、雇用保険等の手続き  
ハローワーク草津 ☎ 562-3720

### 3. 家計相談支援事業について

・家計相談支援事業について、昨年度は社会福祉協議会に委託し同窓口内で実施していましたが、より一体的に実施するほうがよいとの判断から、今年度自立相談支援事業と一体的に実施する形をとりました。

・多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行った。相談延べ回数553回、利用者実人数52人と、自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。

#### 平成 27 年度 家計相談支援事業 実績報告

|      | 面談  | 訪問 | 電話 | 関係機関・関係者<br>等との連絡調整 | ケース<br>会議 | 合計  |
|------|-----|----|----|---------------------|-----------|-----|
| 4 月  | 18  | 0  | 3  | 2                   | 1         | 24  |
| 5 月  | 19  | 0  | 3  | 5                   | 1         | 28  |
| 6 月  | 26  | 0  | 12 | 15                  | 3         | 56  |
| 7 月  | 24  | 0  | 6  | 14                  | 2         | 46  |
| 8 月  | 13  | 0  | 6  | 6                   | 2         | 27  |
| 9 月  | 18  | 1  | 10 | 10                  | 0         | 39  |
| 10 月 | 13  | 0  | 2  | 5                   | 3         | 23  |
| 11 月 | 28  | 1  | 7  | 9                   | 2         | 47  |
| 12 月 | 30  | 0  | 8  | 19                  | 5         | 62  |
| 1 月  | 25  | 0  | 13 | 10                  | 6         | 54  |
| 2 月  | 26  | 1  | 4  | 17                  | 5         | 53  |
| 3 月  | 48  | 0  | 16 | 19                  | 11        | 94  |
| 合計   | 288 | 3  | 90 | 131                 | 41        | 553 |

| No | 年代 | 男女 | 紹介元        | 家計<br>チェッ<br>ク | CF | 住居<br>確保 | 社協<br>貸付 | 就学<br>援助 | 生活<br>保護 | 年金<br>受給 | 金銭管<br>理サー<br>ビス | 債務<br>整理 | 各種<br>減免 | 納付<br>相談 | 就労<br>相談 | その他 |
|----|----|----|------------|----------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 1  | 60 | 男  | 納税推進課      | ○              | ○  |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 2  | 60 | 男  | 本人         | ○              |    |          |          |          | ○        | ●        |                  | ○        | ○        |          | ○        |     |
| 3  | 70 | 女  | 本人         | ○              |    |          |          |          |          | ●        |                  |          | ○        |          |          | ○   |
| 4  | 60 | 女  | 本人         | ○              |    |          | ○        |          | ○        |          |                  | ○        | ○        | ○        |          |     |
| 5  | 20 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    | ○        | ○        |          |          |          |                  |          | ○        |          | ○        |     |
| 6  | 30 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    | ○        |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 7  | 50 | 女  | 本人         | ○              |    |          |          |          |          | ○        |                  |          | ○        |          |          | ○   |
| 8  | 40 | 男  | 納税推進課      | ○              | ○  | ○        |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 9  | 60 | 女  | 納税推進課      | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        |     |
| 10 | 30 | 男  | 本人         | ○              |    | ○        |          |          | ○        | ○        |                  |          | ○        | ○        | ○        |     |
| 11 | 30 | 女  | 社会福祉課      | ○              |    |          |          |          | ○        |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 12 | 40 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    | ○        |          | ○        |          |          |                  |          | ○        |          | ○        | ○   |
| 13 | 50 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  |          | ○        |          | ○        |     |
| 14 | 20 | 男  | 社会福祉協議会    | ○              |    |          |          |          | ○        |          |                  |          | ○        |          | ○        | ○   |
| 15 | 60 | 男  | 医療機関       | ○              |    |          |          |          |          |          | ○                | ○        |          |          |          | ○   |
| 16 | 30 | 女  | 本人         | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          | ○        |     |
| 17 | 50 | 男  | 納税推進課      | ○              |    |          |          |          | ●        |          |                  |          | ○        | ○        | ○        | ○   |
| 18 | 50 | 男  | 地域包括支援センター | ○              | ○  |          | ○        |          |          | ○        |                  |          | ○        |          | ○        | ○   |
| 19 | 30 | 女  | 社会福祉協議会    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        |     |
| 20 | 70 | 男  | 納税推進課      | ○              |    |          |          |          |          | ●        |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 21 | 50 | 男  | 納税推進課      | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 22 | 40 | 男  | 障害者自立支援課   | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 23 | 30 | 女  | 本人         | ○              | ○  | ○        |          |          | ○        |          |                  | ○        | ○        |          | ○        | ○   |
| 24 | 50 | 女  | 本人         | ○              | ○  |          | ○        |          |          | ○        |                  | ○        | ○        | ○        |          |     |
| 25 | 50 | 男  | 本人         | ○              | ○  | ○        |          |          |          | ○        |                  |          | ○        |          | ○        |     |
| 26 | 20 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        | ○   |
| 27 | 30 | 女  | 社会福祉課      | ○              |    |          |          |          | ●        | ●        |                  |          |          |          |          |     |
| 28 | 20 | 男  | 本人         | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 29 | 60 | 女  | 地域包括支援センター | ○              |    |          |          |          | ○        |          |                  |          |          |          |          | ○   |
| 30 | 20 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 31 | 50 | 男  | 支援者        | ○              |    |          |          |          |          |          | ○                | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 32 | 20 | 女  | 本人         | ○              | ○  |          |          |          |          |          |                  |          |          |          |          |     |
| 33 | 60 | 男  | 本人         | ○              |    |          |          |          |          | ○        | ○                |          |          |          | ○        |     |
| 34 | 30 | 男  | 本人         | ○              | ○  |          |          |          |          |          |                  |          | ○        | ○        | ○        |     |
| 35 | 70 | 男  | 納税推進課      | ○              | ○  |          |          |          | ○        | ●        |                  |          |          | ○        |          | ○   |
| 36 | 30 | 男  | 納税推進課      | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 37 | 50 | 男  | 社会福祉課      | ○              |    |          |          |          | ○        | ○        |                  |          | ○        |          | ○        |     |
| 38 | 50 | 女  | 納税推進課      | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 39 | 60 | 男  | 医療機関       | ○              | ○  |          |          |          | ○        |          | ○                | ○        |          | ○        |          | ○   |
| 40 | 30 | 女  | 子育て家庭支援課   | ○              |    | ○        |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 41 | 40 | 男  | 社会福祉課      | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          | ○        |     |
| 42 | 50 | 男  | 社会福祉協議会    | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 43 | 50 | 男  | 本人         | ○              |    |          |          |          |          | ○        |                  |          |          |          | ○        | ○   |
| 44 | 60 | 男  | 本人         | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        |     |
| 45 | 30 | 男  | 納税推進課      | ○              |    |          |          | ○        |          |          |                  |          |          | ○        | ○        | ○   |

| No | 年代              | 男女 | 紹介元      | 家計<br>チェッ<br>ク | CF | 住居<br>確保 | 社協<br>貸付 | 就学<br>援助 | 生活<br>保護 | 年金<br>受給 | 金銭管<br>理サー<br>ビス | 債務<br>整理 | 各種<br>減免 | 納付<br>相談 | 就労<br>相談 | その他 |
|----|-----------------|----|----------|----------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 46 | 40              | 男  | 本人       | ○              |    |          |          |          | ●        |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 47 | 40              | 女  | 学校教育課    | ○              | ○  |          |          |          |          |          |                  |          |          |          |          |     |
| 48 | 30              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        | ○   |
| 49 | 20              | 女  | 本人       | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  | ○        |          |          | ○        |     |
| 50 | 50              | 男  | 民生委員     | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          | ○        |          | ○        |     |
| 51 | 60              | 男  | 社会福祉課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        | ○   |
| 52 | 60              | 男  | 社会福祉協議会  | ○              |    |          | ○        |          | ○        |          | ○                | ○        |          | ○        |          |     |
| 53 | 30              | 男  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 54 | 50              | 女  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          | ○        |          |                  | ○        |          | ○        | ○        | ○   |
| 55 | 70              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          | ●        |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 56 | 40              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          | ○   |
| 57 | 40              | 女  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          | ○        | ○   |
| 58 | 50              | 女  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 59 | 70              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          | ●        |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 60 | 40              | 男  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 61 | 70              | 男  | 社会福祉協議会  | ○              |    |          |          |          |          | ●        |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 62 | 40              | 男  | 親戚       | ○              |    |          |          |          |          | ○        | ○                | ○        | ○        | ○        | ○        | ○   |
| 63 | 40              | 女  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 64 | 50              | 男  | 社会福祉課    | ○              |    |          |          |          | ○        |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 65 | 40              | 女  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 66 | 30              | 女  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        | ○        |     |
| 67 | 30              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 68 | 30              | 女  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 69 | 30              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 70 | 50              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 71 | 40              | 男  | 納税推進課    | ○              |    | ●        | ○        | ●        | ○        |          |                  |          |          | ○        | ○        |     |
| 72 | 30              | 女  | 本人       | ○              |    |          |          | ○        |          |          |                  |          |          |          | ○        | ○   |
| 73 | 40              | 女  | HW草津     | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        | ○   |
| 74 | 20              | 女  | 子育て家庭支援課 | ○              |    | ●        |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        |     |
| 75 | 40              | 女  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        | ○   |
| 76 | 30              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          | ○        |          |     |
| 77 | 20              | 女  | 家庭児童相談室  | ○              |    |          | ○        |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 78 | 40              | 男  | 納税推進課    | ○              | ○  |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        |          |     |
| 79 | 30              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  | ○        |          |          |          |     |
| 80 | 30              | 女  | 夫        | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        |     |
| 81 | 20              | 男  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        | ○        |     |
| 82 | 60              | 女  | 納税推進課    | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          | ○        |          |     |
| 83 | 20              | 男  | 社会福祉協議会  | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        | ○   |
| 84 | 40              | 女  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          | ○        | ○   |
| 85 | 30              | 女  | 子育て家庭支援課 | ○              |    |          |          |          |          |          |                  |          |          |          |          | ○   |
| 86 | 40              | 男  | 本人       | ○              |    |          |          |          |          | ○        |                  |          |          |          |          | ○   |
|    | ○ 市民生活相談課で繋いだもの |    |          | 86             | 12 | 8        | 13       | 3        | 14       | 10       | 6                | 41       | 18       | 41       | 51       | 27  |
|    | ● すでに受給していたもの   |    |          | 0              | 0  | 2        | 0        | 1        | 3        | 8        | 0                | 0        | 0        | 0        | 0        | 0   |

#### 4. 学習支援事業 YaSchool (やすクール)

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。そこで当市では、平成26年度の検討結果を踏まえ、「YaSchool」と名付け開校しました。

学習指導だけでなく、将来の職業観を醸成するための社会人講話（5回）や、居場所支援として調理実習やゲームなどのお楽しみ会（3回）も行いました。

また、時間帯が夜間となることから、青年農業クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりや味噌汁を提供するなど、地域ぐるみでの取り組みが広がりました。

今年度、高校受験をした8人については全員が志望校に合格することができました。

委託先：NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会

開催頻度：毎週水曜日 18時～20時半

場 所：コミュニティセンターやす

登録者：35人（中学生30人、小学生5人）

開催回数：48回

参加人数：のべ769人

#### 学習支援事業実績報告書

|      |                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 野洲市学習支援事業（やすクール）                                                                                                                                                                          |
| 委託者  | 野洲市                                                                                                                                                                                       |
| 履行期間 | 平成27年4月1日～平成28年3月31日                                                                                                                                                                      |
| 業務概要 | <p>■実施方法</p> <p>①対象者 野洲市内に在住する生活困窮世帯の中学生（兄弟姉妹のみ小学生）</p> <p>②会場 コミュニティーセンターやす 3階4部屋をフルに活用</p> <p>③日時 毎週水曜日 18:00～20:30</p> <p>④実施回数 学習会(45回) お楽しみ会(3回) 合計48回</p> <p>*学習会の内年末年始入試対策(3回)</p> |

- ⑤生徒述べ参加人数 769人(中学生／624人 小学生／147人)
- ⑥学習ボランティア 法律家、建築士、塾講師、会社員などの社会人や大学生  
\*延べ参加人数 スタッフ83人／学習ボランティア289人
- ⑦学習支援内容
- ・生徒の自主学習を中心に、学力に合わせて個別指導を行った。
  - ・毎回学習の冒頭で、全員に漢字テストを繰り返し実施した。
  - ・年末年始に中学3年生対象に入試対策の個別指導を実施した。
  - ・学習会の中で適宜、運営責任者が子ども一人ひとりと面談を実施し、家庭での学習状況や学校の成績、将来の進路希望をヒアリングした。子ども自身の特性を把握するように努めた。また毎回の学習内容について個別のファイルを作成し個々の学習管理をした。
- ⑧社会人講話
- ・将来の職業観を醸成するために学習ボランティアがそれぞれの職業について話をする社会人講話を行った。
  - ・7月29日 京都市役所職員 岡田博史さん
  - ・8月5日 野洲市青年農業者クラブ 井狩辰也さん
  - ・8月26日 川端建築計画 建築士 川端眞さん
  - ・10月7日 野洲市役所職員 宇都宮誠実さん
  - ・1月6日 京都新聞社 小坂綾子さん
- ⑨居場所支援
- 勉強だけではなく、夏休みのお楽しみ会、冬休みのクリスマス会、修了式の食事会など、調理実習やゲームをとおして子ども達とボランティアとの交流を図り親睦を深めた。調理実習では、野洲市社会福祉協議会と連携しおにぎりボランティアの皆さんの協力を得て行った。
- ・8月22日 夏休みお楽しみ会 (参加数) 生徒6人
  - ・12月24日 クリスマス会 (参加数) 生徒11人
  - ・3月30日 修了式&お楽しみ会 (参加数) 生徒11人
- ⑩関係機関との連携
- ・青年農業クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会との連携で地域住民による「おにぎり隊」の協力を得て、毎回おにぎり、お味噌汁の提供を受けた。
  - ・龍谷大学ボランティア・NPO活動センターの協力を得て、21人の大学生ボランティアの応募があり学習支援に協力してもらった。
  - ・市役所の関係機関(事務局：市民生活相談課)子育て家庭支援課、社会福祉課、学校教育課、中学校、協働推進課、人権教育課、農林水産課で組織する運営会議に参加し、市役所との連携を充実することで事業をスムーズに行うことができた。

事業実績

■高校進学

・中学３年生の８人が受験し、全員志望校に合格した。

＊公立高校　　７人

＊私立高校　　１人

■登録者数（中学生 30 人　小学生 5 人）

■中学校別

| 学年  | 男子生徒 | 女子生徒 | 合計 |
|-----|------|------|----|
| １年  | ５    | ３    | ８  |
| ２年  | ７    | ５    | １２ |
| ３年  | １    | ９    | １０ |
| 小学生 | ２    | ３    | ５  |
| 合計  | １５   | ２０   | ３５ |

| 中学校名 | 男子生徒 | 女子生徒 | 合計 |
|------|------|------|----|
| 野洲   | ６    | ７    | １３ |
| 野洲北  | ３    | ６    | ９  |
| 中主   | ３    | ３    | ６  |
| その他  | １    | １    | ２  |
| 合計   | １３   | １７   | ３０ |

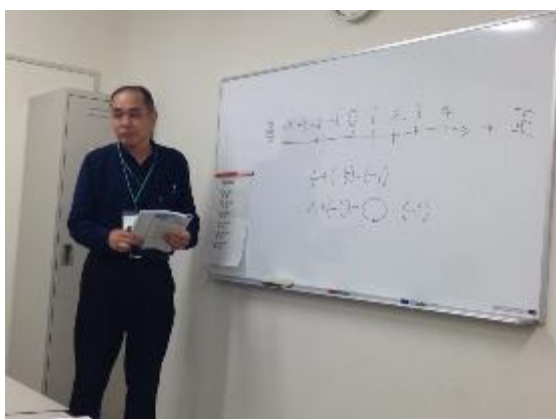
■学習会(45 回)　お楽しみ会（３回）　合計 48 回

| 月             | 開催回数 | 中学生  | 小学生  | スタッフ・<br>学習ボランティア  |
|---------------|------|------|------|--------------------|
| ５月<br>４月ﾌﾟﾚ含む | ４回   | ６６人  | １２人  | ７人・２９人             |
| ６月            | ４回   | ６３人  | １４人  | ７人・２５人             |
| ７月            | ５回   | ８２人  | ２０人  | ９人・３１人             |
| ８月            | ４回   | ５８人  | １４人  | ６人・２１人             |
| お楽しみ会         | １回   | ４人   | ２人   | ２人・４人<br>他おにぎり隊／社協 |
| ９月            | ３回   | ５１人  | １２人  | ５人・２１人             |
| １０月           | ４回   | ７０人  | １９人  | ８人・３８人             |
| １１月           | ４回   | ５４人  | １１人  | ７人・３１人             |
| １２月           | ３回   | ４５人  | ７人   | ５人・１９人             |
| クリスマス会        | １回   | ９人   | ２人   | ２人・１人              |
| 入試対策          | ３回   | １２人  | —    | ３人・１人              |
| １月            | ３回   | ３７人  | ８人   | ６人・１９人             |
| ２月            | ４回   | ３３人  | １１人  | ７人・２１人             |
| ３月            | ４回   | ３１人  | １３人  | ８人・２４人             |
| 修了式<br>お楽しみ会  | １回   | ９人   | ２人   | １人・４人<br>他おにぎり隊／社協 |
| 合計            | 48回  | 624人 | 147人 | 83人・289人           |



# 開校式

## YaSchool スタート





## 5. 生活困窮者支援調整会議の実施について

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、自立相談支援事業実施要綱に位置付けられています。

そこで野洲市では、自立相談支援事業実施要綱に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とした定例会を年間12回と、課題のテーマを決めて今後の仕組みづくりに向けた話し合いをする全体会を年間4回開催しました。

貧困問題に取り組む民間団体としてNPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会に参加いただき、弁護士や司法書士の法律家の派遣を受けています。

### 【支援調整会議の目的】

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

定例会の構成員については、以下の団体です。全体会については、必要に応じ関係機関に参加を求めることができることとしています。

#### ■定例会の構成員（全12回分）

NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会  
草津公共職業安定所  
野洲市市民部市民生活相談課（事務局）

#### ■全体会の参加機関（全4回分）

| 市役所内         | 外部関係機関                    |
|--------------|---------------------------|
| 社会福祉課        | NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会 |
| 高齢福祉課        |                           |
| 地域包括支援センター   | 草津公共職業安定所                 |
| 地域生活支援室      | 年金事務所フジおか（社会保険労務士）        |
| 健康推進課        | 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会          |
| 発達支援センター     | NPO法人成年後見センターもだま          |
| 市民生活相談課（事務局） | 法テラス滋賀法律事務所               |

■定例会

| 回<br>日程      | 法律家名  | 内容                                      |
|--------------|-------|-----------------------------------------|
| 第1回<br>4/24  | 小川 恭子 | ・新規相談受付件数 9件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 32件  |
| 第2回<br>5/29  | 羽田 慎二 | ・新規相談受付件数 11件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 29件 |
| 第3回<br>6/26  | 永芳 明  | ・新規相談受付件数 12件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 15件 |
| 第4回<br>7/31  | 黒田 啓介 | ・新規相談受付件数 12件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 19件 |
| 第5回<br>8/28  | 永芳 明  | ・新規相談受付件数 10件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 17件 |
| 第6回<br>9/25  | 黒田 啓介 | ・新規相談受付件数 22件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 15件 |
| 第7回<br>10/30 | 小川 恭子 | ・新規相談受付件数 12件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 22件 |
| 第8回<br>11/27 | 羽田 慎二 | ・新規相談受付件数 17件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 34件 |
| 第9回<br>12/25 | 元永佐緒里 | ・新規相談受付件数 16件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 20件 |
| 第10回<br>1/29 | 高橋 陽一 | ・新規相談受付件数 11件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 26件 |
| 第11回<br>2/26 | 小川 恭子 | ・新規相談受付件数 18件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 36件 |
| 第12回<br>3/25 | 元永佐緒里 | ・新規相談受付件数 21件<br>・支援決定、確認件数（再プラン含む） 33件 |

## ■全体会

| 回<br>日程      | 法律家<br>(NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会)<br>参加機関                                  |                                                        | 内容                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第1回<br>5/15  | 法律家（土井 裕明）<br>草津公共職業安定所<br>年金サポートオフィスふじおか<br>野洲市社会福祉協議会<br>NPO法人成年後見センターもだま | 法テラス滋賀法律事務所<br>社会福祉課<br>高齢福祉課<br>地域包括支援センター<br>市民生活相談課 | 再犯を繰り返す精神疾患のある男性の出所後における定着支援について<br>・ 1 事例を中心に検討   |
| 第2回<br>8/21  | 法律家（高橋 陽一）<br>草津公共職業安定所<br>野洲市社会福祉協議会<br>社会福祉課<br>高齢福祉課                     | 地域包括支援センター<br>地域生活支援室<br>健康推進課<br>発達支援センター<br>市民生活相談課  | 障がい疑われるケースへの支援、本人に困り感がない場合への対応について<br>・ 3 事例を中心に検討 |
| 第3回<br>11/13 | 法律家（黒田 啓介）<br>草津公共職業安定所<br>野洲市社会福祉協議会<br>社会福祉課<br>高齢福祉課                     | 地域包括支援センター<br>地域生活支援室<br>健康推進課<br>発達支援センター<br>市民生活相談課  | 高齢者、障がい者等の成年後見制度について<br>・ 制度概要と注意すべきポイントなど         |
| 第4回<br>2/19  | 法律家（土井 裕明）<br>草津公共職業安定所<br>野洲市社会福祉協議会                                       | 社会福祉課<br>発達支援センター<br>市民生活相談課                           | 発達障がいの受容のない人への支援について<br>・ 3 事例を中心に検討               |

## **6. 平成27年度野洲市生活困窮者支援事業シンポジウムについて**

### 「子どもと女性の貧困問題を考える」

#### ■開催趣旨

子どもの貧困率16.3%。

6人に1人の子どもが貧困世帯で生活をしています。子どもの貧困の背景には、ひとり親の問題が深く関係しています。

では、なぜひとり親、特に女性のひとり親は貧困に陥ってしまうのでしょうか？

そもそも、野洲市に子どもの貧困問題があるのでしょうか？

離婚、子育て、非正規雇用・・・。

身近に迫る生活困窮者問題について対応するため、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、野洲市においては、「一人を伸ばせない／救えない制度は、誰をも伸ばせない／救えない」を理念に、相談支援や就労支援、学習支援などを実施しています。

見えにくい貧困問題をいかにして発見していくか、また、どうやって困窮世帯の子どもたちやひとり親に支援を届けていくのか？一緒に考えてみませんか？

■日 時…2月3日（水） 午後1時受付開始 1時30分開始～4時終了

■対 象…どなたでも、定員100人 実参加数109人

■主 催…野洲市・野洲市教育委員会

■参加費…無料

■会 場…野洲文化小劇場

■内 容 ①基調講演…「子どもと女性の貧困問題を考える」

講師：一般社団法人インクルージョンネットかながわ代表理事

臨床心理士 鈴木 晶子さん

②パネルディスカッション

パネラー 鈴木晶子さん、

杉山佐枝子弁護士（滋賀弁護士会女性の法律事務所パール）

ハローワーク草津

子育て家庭支援課支援員、市民生活相談課相談員

※パネルディスカッションでは、ひとり親への支援として支援の現場から、子育て家庭支援課、市民生活相談課より事例紹介を行い、ひとり親になる際の法的な問題点、就労支援の課題などを参加者とともに事例検討を行いました。

## ■タイムテーブル

- 13:00 開場・受付
- 13:30 開会挨拶 山仲市長
- 13:35 事業報告 市民生活相談課（子育て家庭支援課の内容含む）
- 13:45 基調講演（45分）
- 14:30 休憩
- 14:35 パネルディスカッション（80分）
- 15:55 閉会挨拶
- 16:00 終了

## 2016.2.3 野洲市生活困窮者支援事業シンポジウム（メモ）

滋賀県職員中西大輔氏より提供

日時:2016年2月3日(水)13:30~16:00

場所:野洲文化小劇場

以下は中西の勝手な解釈・意識によるメモです。文責は中西にあります。

## ■市長挨拶

- ・一億総中流だった時代から生活困窮が深刻な時代になってきている。
- ・生活困窮者は、最初から貧困であったわけではなく、何かのきっかけでそうになっている。そこから自立するのはなかなか困難な状況がある。一般的には社会資源を自ら調達できない。情報が少ない……。
- ・支援は、自立を促し、支えていくもの。一番大きいのは自治体のサービスと市民が関わる団体。
- ・本日のシンポジウムでは、みなさんが会場に入ったときと出て行くときで何かの気づきがあって、行動に繋がる等、何かが変わっていることを期待する。

## ■基調講演「子どもと女性の貧困問題を考える」

講師:鈴木晶子氏（一般社団法人インクルージョンネットかながわ代表理事・臨床心理士）

- ・女性の貧困、子どもの貧困、それぞれに講演依頼はあるが、両方一度は初めて。子どもの貧困と女性の貧困は切っても切れないのでいいこと。
- ・P1 下:相対的貧困率。所得の中央値の半分以下の所得の人の割合。年齢層で見ると、一つのピークは高齢層。もう一つは20代。20代に向けて徐々に貧困率が上がっていく。18歳未満だと6人に1人。

・P2 上:20 歳未満の貧困率。世帯タイプ別ではっきり特徴がある。1 人親と未婚子が最も貧困率大きく 50%前後。つまり概ね半分が貧困状態。特定の世帯タイプ(多くは母子世帯)に集中している。

・P2 下:経済的困難から派生するもの。収入が少ない(あるいは「ない」)ことが貧困のスタートだが、そこから派生して起こること。

○衣食住(生活の基盤)が不十分な状態: 子ども食堂等が増えているが、高校生でお昼にポテトチップス一袋。菓子パン 1 個等で済ませている例も。

○適切なケアの欠如・虐待等: 命に関わるような身体的虐待ではなく(高校生になると暴力は少ない)ネグレクト。周囲の養育状況からかけはなれた状態。精神的虐待もある。また高校生になると、経済的搾取もあり、アルバイト代を親に取られ、電車賃がなくなると学校に行けず不登校に。また、女子には性的虐待も(母子世帯でも、母親のつきあっている男性等からも)ある。こうした見えにくい虐待に、時々暴力が加わる。

○文化的資源の不足: これは町ぐるみで考えるべき課題。学習支援が増えているが、自治体の中には高校受験の時期だけ学習支援をやるところもある。これは効果がない。継続的な支援が大事。裕福な世帯と困窮世帯の差はこれ(文化的資源の差)が一番大きい。家に本や新聞がない、机に向かう習慣がなく、芸術も学習習慣もない。それが 20 年間積み上げられる。学力も大事だがそれ以上に立ち居振る舞い。良識ある振る舞いができるか。社会に出て問題に当たったとき、自ら解決策を考えることができるか。頼れる資源があるか。この(積み上げられた)差は大きい

○低学歴: これはあとで。

○低い自己評価: いろんなことにチャレンジできなかった。他の子どもと比較して「はズかしい」と思う状態で生きてきた。自分をちゃんと見て褒めてくれる大人がいなかった。そして、自分自身が「どうでもいい存在」と思うようになっている。自尊感情の回復が重要な課題。

○不安感・不信感: 一見不安そうに見えない。不安な状態が継続して麻痺している。しかしそこには見えない不安感。不信感が根強くある。

○孤立・排除: 近隣から孤立しやすく、トラブルも多い。そうした家庭に往診に行った医者が「家の前に車をとめると近所から苦情が出やすい」という。

これらの「不利の蓄積」「ライフチャンスの制約」

人は苦勞したら成長すると言うが、そうではない。子どもの場合は特に。

・P3 上:こうした状態が、子どもから若者へ、若者から大人へ、次世代の子どもへと連鎖していく。

・P3 下:高校生の進路と親の年収の関係。「4 年生大学」と「就職」の項目で、親の年収別に見ると明らかな格差がある。親の年収に比例して 4 年生大学が増え、就職等

は減る。年収 200 万円以下では、就職が 36%、4 年生大学は 28%。年収一千万以上の世帯では、就職は 5%、4 年生大学は 60%超。

経済格差が教育格差になる。奨学金問題や女子大生性風俗嬢などが顕在化。

・P4 上: 学歴による就業格差。「無理をしても大学に進学する必要がある」と思わせる就業状況がある。正社員は高卒より大卒が大幅に多い。特に女性では、高卒(20-24 歳)で正社員は 16%、大卒(22-24 歳)で正社員は 67%という大きな差。逆に非正規は高卒で 45%、大卒では 7%と逆になる。女性の方が男性よりリスクが大きい。また、中退者の女性ではほぼ 7 割が非正規(男性は 4 割)で不安定になる。

・P4 下: 高校中退者に占める母子世帯は 21%。一般社会では母子世帯は 5%。4 倍に増える。それだけ母子世帯の子どもの中退リスクが大きい。

・P5 上: 高校中退者のうち、父親の最終学歴が中卒以下の割合も 21%。一般の 35 から 49 歳までの(親世代の)男性では中卒以下の割合は 6%。ここでも明らかにリスクが大きくなる。

・P5 下: 逆に、高校中退者のうち、父親の最終学歴が大卒の割合は 16%。一般の 35 から 49 歳までの(親世代の)男性では大卒は 40%。

このように、明らかに世帯タイプや親の年収・学歴によって、子どもが抱えるリスクは違う。

・P6 上: リスクを抱えて高校を離れる若者の数。進路未決定者 51,797 人、フリーター 13,852 人、中退者約 54,000 人。これは少ないと言えるか。

・P6 下: 事例 1・いじめから希死念慮を訴える 18 歳女性

いじめ。背景には裕福な世帯の過剰な教育もある。この例では、いじめた側が貧困世帯で不安定。貧困は一部の世界の話ではなく、学校ではみんなの中にある問題。

・P7 上: 事例 2・女子高生と 30 代精神障害の母

早く結婚する女性の傾向として、生活保護(困窮状態)から抜け出すのに結婚が手っ取り早い。高校生で妊娠し中退した女性に「本当に生んで大丈夫?」と聞くと、「夢がない。将来の夢があったら中絶したかもしれないが、母親にまることしかない」

・P8 上: 終わりに

子どもの貧困への影響は多岐にわたる。世帯全体への包括的支援が必要。

女性の方が出身世帯の状態に人生を左右されやすく、女性間の格差が大きい。

貧困世帯の女性が、早くに妊娠、出産、離婚(または未婚)し、次世代の貧困が生まれやすい。

女性に限らず、若者支援には長期的視点が必要。貧困状態では長期的な展望をもつことはできない。その日を生きるのが精一杯。目の前にある仕事(収入)を得るしかない。そこにどうやって長期的な視点で自立する力を付けるか。経済的に成り立つ仕事を選べるようにするか。

#### ■パネルディスカッション(ポイントのみ)

- ・やすワークの特徴。スーツを貸し出してくれる。面接練習をしてくれる。愚痴を聞いてくれるだけでなくみんなの愚痴も聞ける(自分だけじゃないという一体感がある) 仕事より先にすべきこと(家計相談、障害年金等)も一緒にやってくれる。
- 笑って泣いて(市役所内の固い雰囲気をはぐす)また相談したくなる雰囲気がある。
- ・精神疾患があるが受診に繋がらず、支援が難しいケース。一般的には、「精神疾患があるから」という理由で精神科に行く人は少ない。お得感がない。具体的な症状(眠れない、人目が気になる等々)が薬で楽になると言う方が行きやすい。
- ・受容までに半年くらいかかるケースも多い。精神の方は特に。手帳を持って支援がなければ働けない状態の人に「無理やり就労」ではなく、生活保護も選択肢。
- ・6ヶ月、辞めたり働いたり続いたがその期間に信頼関係ができ、仕事の種類の許容範囲も増え、精神科受診も受け入れできた。
- ・家計相談は家計のやりくりの手伝い。「金銭管理」ではない。相談者の多くは家計状態を把握していない。家計には生活の問題が現れる。
- ・離婚相手が再婚したと言うことで養育費が途切れていた。養育費は負担能力に応じて負担。家庭裁判所で調停、または審判の場合は判決と同等の効力。裁判所の算定表(参考:最高裁判所養育費算定表)が参考になる。相手方が再婚しようが給料が減ろうが勝手には下げられないし切れない。相手方が減額手続きを申し立てる必要がある。相手方が払わない場合は弁護士に相談を。ただし、口約束だけで決めた場合は難しい。公正証書等がある場合は、裁判所から履行勧告等ができる。
- ・未成年者が居る場合は離婚時に親権者を決める必要がある。親権は後から変更することは難しいので離婚時は慎重に。
- ・弁護士に相談するというと費用が心配になる場合が多い。→「法テラス」民事法律部署、一定の要件を満たす必要があるが、費用負担の免除や立替等もできる。また法テラスへ直接行かなくても、法テラスと契約している弁護士(弁護士会のホームページでわかる)に相談しても良い。法テラスでは3回まで相談できる。1回で弁護士を決める必要はない。
- ・離婚から貧困に陥るケースが多い。事例として。専業主婦が離婚で就労しようとしても(経験・資格がない等で)正規採用はなく、トリプルワーク、ダブルワークで身体を壊すケースが多い。子どもも母親が家に居るときは一緒に居たいので学校に行かなくなる。貧困の連鎖の入口。
- ・全体として雇用情勢は改善してきており、有効求人倍率は1を超えてきているが、希望職種ではまだまだ難しい。貧困世帯の女性の希望に多い「事務職」では求人は少ない。正社員も少ない。1人親だと勤務時間の制約もある。どうしても就職は、契約社員、派遣社員、パートが多くなり、なかなか貧困から抜け出せない。

・就労相談では、母子家庭の場合、事務職を希望するケースが多い。残業が少ない、安定している(ように見える)という理由が多いが、事務だと求人条件で PC が使えること等が条件になることが多く、その訓練から始めないといけない。次は単純作業で賃金が安い。交代勤務等もある。そうなると続かず、辞めるの繰り返し。ただし、その中で相談者との信頼関係ができていく。就労までのプロセスの共有することで頑張れる人も。

・就職・退職を繰り返す相談者を通じて、いろんな企業の特徴もわかってくる。

・母子世帯は三重苦。ひとつは、子育てでキャリアが途切れた女性の再就職として。子どもを養えるだけの収入を得る仕事はなかなか見つからない。働く意欲があっても。2つめ。養育費がない。3つめ、児童扶養手当だけでは足りない。少なくとも手当で教育格差を埋められるほどではない。結果、ダブルワーク、トリプルワークでなんとか。。。ということになる。そういう家庭では、子どもに向き合う時間もなく(相談に来る時間も)、意図せずネグレクトになってしまう。そして不登校等。。。そういう状態に追い込んでいることは、社会がネグレクトをしていることに等しい。

・相談に来られる人は氷山の一角。法律に繋がる前に諦めるケースは多い。

・19, 20 歳くらいの母親は、子育て支援の制度を使うこと自体が難しい。ひとつは支援の情報が乏しいこと。もう一つは、支援の場に「行きにくい」こと。そこには同世代がいない、年配の子育て世代から、白い目、好奇心目で見られる。妊娠が高齢化していく中で若い世代が使いにくい支援になっている。各世代別の制度も必要。

・子どもの場合は、自分で相談機関に繋がることはまずない。身近なところに繋げる大人が必要。専門機関がアウトリーチ。その意味では、学校が一番長く居る場所。SSW が情報をキャッチして繋ぐ等。例)高校の中にカフェをつくって地域住民と出会う場を作っている。学習支援も勉強だけではなく、地域の大人が関わる場。勉強だけでなく、ほかにたくさん SOS が出ている。それを大人がキャッチできるか。

私自身、たまたまそういう人に出会ってなんとかしようと思った。最初から「若者支援」をやろうということではなかった。できることはある。地域でもそんな具合にいろんな人ができることを。

・専門機関の人は子ども達の SOS をキャッチする可能性が高い。「うちの窓口の対象者」でないかもしれないが、繋いでいくこと。一人では SOS を出しにくい。小さな SOS に気づくこと。キャッチしてもらえたら出しやすくなる。キャッチした人から動いていく。今日来た1人ひとりが声をかけて、1人から3人くらいに増やしていった。

以上

＜アンケート集計結果＞

|       | 男性 | 女性 | 不明 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|
| 20 歳代 | 1  | 1  | 0  | 2  |
| 30 歳代 | 2  | 3  | 0  | 5  |
| 40 歳代 | 3  | 4  | 0  | 7  |
| 50 歳代 | 7  | 9  | 0  | 16 |
| 60 歳代 | 9  | 18 | 0  | 27 |
| 70 歳代 | 6  | 2  | 0  | 8  |
| 不明    | 0  | 2  | 1  | 3  |
| 合計    | 28 | 39 | 1  | 68 |

|    |    |
|----|----|
| 市内 | 33 |
| 市外 | 32 |
| 不明 | 3  |
| 合計 | 68 |

|              |    |
|--------------|----|
| チラシ          | 26 |
| 広報           | 7  |
| facebook・SNS | 8  |
| 民児委員会        | 6  |
| HP           | 5  |
| その他          | 5  |
| 無回答あり        |    |

理解度

|             |    |
|-------------|----|
| 理解できた       | 39 |
| おおよそ理解できた   | 27 |
| あまり理解できなかった | 1  |
| 全く理解できなかった  | 0  |

満足度

|              |    |
|--------------|----|
| 大いに満足        | 32 |
| まあまあ満足       | 31 |
| あまり満足できなかった  | 4  |
| まったく満足できなかった | 0  |

<質問表>

|   | 鈴木さんに聞いてみたいこと                                                                          |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 学歴も職歴もない女性にどうやった経済的に成り立つ仕事を選べるのか。就労支援の時の着目すべき点が分かりません。                                 |
| 2 | 相談につながってくる経路を教えてください。本人からのSOSが直接つながるのか？ワンクッションがあってそこからつながるのでしょうか？                      |
| 3 | 行政がリードして支援体制作るのがスタート時には大切だと思いますが、一般の方との協同と個人情報をどうするのか。                                 |
| 4 | 若年妊婦の問題で、早期妊娠を防ぐ、妊娠後の生活を支える、様々な支援が考えられると思いますが、予防と、母子の生活を支える、2点から、支援の方法(お考え)をお聞きたいです。   |
| 5 | 経済的な制約で学べなかった子どもや文化的生育環境が用意されなかったために、社会的な不利益を背負ってしまう子どもたちを支える仕組みはあるのか？又は、どのように作っていくのか？ |
| 6 | 社会が希望を準備するいい言葉、具体的には？                                                                  |
| 7 | 離婚による1人親世帯が増えている。社会の根元を探り、改正してゆく道を。                                                    |
| 8 | フランスなどEU諸国のような社会保障制度が日本に根付かない原因をどのようにお考えですか。                                           |
| 9 | 貧困の連鎖という言葉はよく耳にしますが連鎖の無い世の中にするにはどのようにすれば…                                              |

|   | その他質問など、聞いてみたいこと                                                                 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 連鎖を断ち切る施策はどのようにお考えですか。                                                           |
| 2 | この問題に取り組まれたきっかけをお聞きたい。                                                           |
| 3 | ひとり親当事者です。「不安感がまひしている」ということばが、今の自分にぴったりあてはまっています。24時間不安な状態です。ここに気付かせてもらえて良かったです。 |
| 4 | コンビニの数ほどある地域のお寺も「お寺おやつクラブ」といって、お供物などの食材を集めて支援しているそうです。お寺にもガンバッテもらいたい。            |



平成27年度 野洲市生活困窮者支援事業シンポジウム

# 子どもと女性の 貧困問題を考える



平成28年

(開場13:00)

2月3日(水)13:30～16:00

野洲文化小劇場(野洲市小篠原2142 野洲駅南口徒歩3分)

参加費無料・事前申込不要(定員100名)

※手話通訳等が必要な方は、お手数ですが1月20日(水)までにお知らせ下さい

【講演】

子どもと女性の  
貧困問題を考える  
一般社団法人インクルージョンネット  
かながわ 代表理事

鈴木晶子さん



パネルディスカッション：ひとり親への支援を考える

(一社) インクルージョン  
ネットかながわ 代表理事  
鈴木晶子さん

滋賀弁護士会 弁護士  
女性の法律事務所パール  
杉山佐枝子さん

滋賀労働局  
ハローワーク草津  
やすワーク

野洲市役所  
子育て家庭支援課  
市民生活相談課

【主催：野洲市・野洲市教育委員会】

【お問い合わせ：野洲市役所 市民生活相談課】

TEL077-587-6063 FAX077-586-3677

## ＜ 開催メッセージ ＞

子どもの貧困率16.3%。

6人に1人の子どもが貧困世帯で生活をしています。子どもの貧困の背景には、ひとり親の問題が深く関係しています。

では、なぜひとり親、特に女性のひとり親は貧困に陥ってしまうのでしょうか？

そもそも、野洲市に子どもの貧困問題があるのでしょうか？

離婚、子育て、非正規雇用・・・身近に迫る生活困窮者問題について対応するため、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、野洲市においては、「一人を伸ばせない／救えない制度は、誰をも伸ばせない／救えない」を理念に、相談支援や就労支援、学習支援などを実施しています。

見えにくい貧困問題をいかにして発見していくか、また、どうやって困窮世帯の子どもたちやひとり親に支援を届けていくのか？一緒に考えてみませんか？

**子どもの  
貧困？**

**どうやって  
見つける？届ける？**

**ひとり親の  
貧困？**

## ＜ 講師紹介 ＞



### ■【鈴木 晶子（すずき あきこ）】

1977年神奈川県生まれ。2010年東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。若年生活困窮者の支援に奔走している臨床心理士。心理的なケアやソーシャルワーク、就労支援、地域コーディネートを中心とした寄り添い型支援を行う。現在、生活困窮者を支援する一般社団法人インクルージョンネットかながわ代表理事。鎌倉湘南地域を中心に活動している。その他に、貧困世帯の高校生を支援するNPO法人パノラマ理事、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局を務める。

【出演メディア】

NHKスペシャル2014年12月28日放送「子どもの未来を救え～貧困の連鎖を断ち切るために～」

NHKクロズアップ現代2014年1月27日放送「あしたが見えない～深刻化する”若年女性”の貧困～」

### ■【杉山 佐枝子（すぎやま さえこ）】

滋賀弁護士会所属 女性の法律事務所パール。

名古屋大学法学部 名古屋大学法科大学院卒。

修習生時代に大阪「あいりん地区」を訪れた経験から、貧困と労働の問題に関心を持って取り組んでいる弁護士。離婚・養育費・相続といった家事事件から借金・土地明渡・刑事弁護など幅広い分野の事件に全力で取り組んでいる。

【所属委員会など】

滋賀弁護士会（人権擁護委員会、貧困問題対策プロジェクトチーム）、

反貧困ネットワーク滋賀、カネボウ白斑被害対策弁護団、生活保護切下訴訟

滋賀弁護団、年金減額訴訟滋賀弁護団 ほか



## ◇ 会 場 ◇

野洲文化小劇場（文化ホール横）

野洲市小篠原2142

JR琵琶湖線野洲駅南口徒歩3分

### 【お問い合わせ】

野洲市役所 市民生活相談課

TEL077-587-6063 FAX077-586-3677



## **7. 高齢者支え合い拠点・終活仕組みづくり事業について（補助）**

（まち・ひと・しごと創生法に係る地方創生関連事業）

### ■事業の目的

高齢化している地域の課題に対応するため、高齢者等が安心して地域で生活し、最期を迎えられる地域づくりを推進し、各地域でも活用できるような仕組みを検討します。

### ■事業の概要

地域の自治会メンバーが組織するNPO法人にモデル事業として委託します。地域にある自治会館を相談拠点として活用し、地域に暮らす高齢者等の見守り等（カギの預かり等）財産管理、遺言等の相談から、看取りや死後事務委任手続きまでを受け止めるスムーズな互助の仕組みづくりを検討するため、法律家の協力を得て法的サポートを推進します。

またその仕組みを作り上げ、他の地域でも活用できるように、参考となるマニュアルを作成し取り組みを広げていきます。

### ▼法律家の法的サポート

事業委託するNPO法人が法律家のサポートを受けるためNPO法人と法律家がアドバイス契約をします。

①相談会や勉強会の開催（毎月1回）

②仕組みづくりの法的サポート

・任意後見契約・財産管理委任契約・死後事務委任契約・遺言など

### ▼NPO法人の取組

①見守り・カギの預かり

②病院代・介護保険等の支払など

③死後の処理      ・行政手続き      ・葬儀      ・財産処分（空き家の処分や管理など含め）

### ■効果

- ・単身高齢者が孤立死等の不安感をなくすことで安心して地域で暮らすことができます。
- ・財産処分により地域で老朽化する空き家問題の解消となり、また空き家を管理することで、若い世代に居住してもらうなど、地域の多世代交流に繋がります。

### ■評価（平成27年度）

①相談会、勉強会の開催      （月1回×12か月      年間12回）

②相談者人数      （10人）      モデル事例数      （2事例）

③サポートマニュアルを作成印刷し（100冊）高齢者世帯に配布

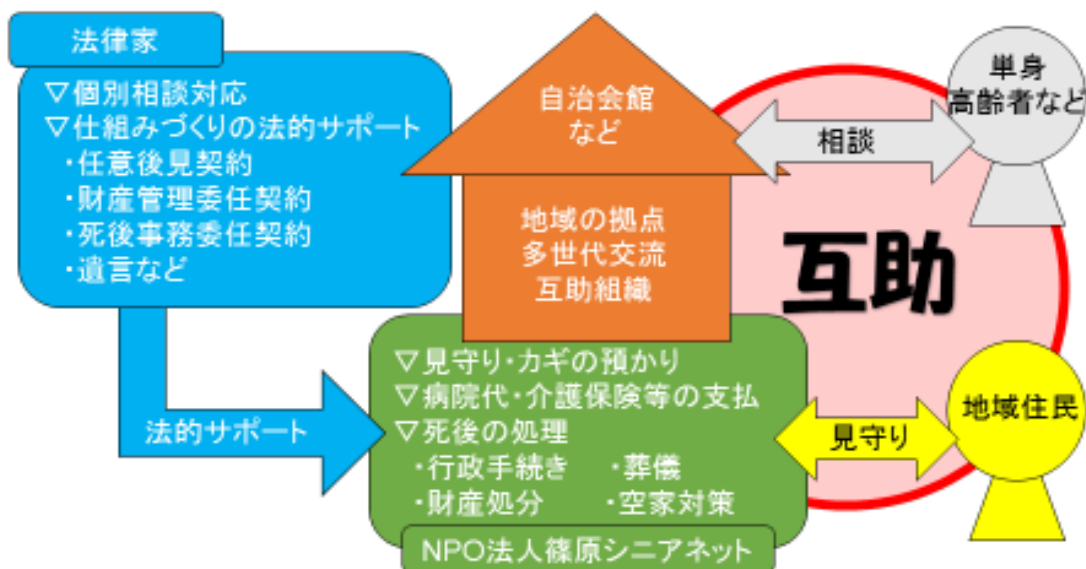
### ■事業主体      ：NPO 法人篠原シニアネット

### ■事業費      ：      800 千円（事務費 20 万+法律家報酬費 5 万×12 ヶ月）

## 高齢者等の支えあい拠点・終活仕組みづくり事業

＜事業の目的・概要＞事業費800千円

目的: 高齢化している地域の課題に対応するため、高齢者等が安心して地域で生活し、最期を迎えられる地域づくりを推進し、各地域でも活用できるような仕組みを検討する。  
 概要: 地域に相談拠点を作り、地域に暮らす高齢者等の見守り等(カギの預かり等)財産管理、遺言等の相談から、看取りや死後事務委任手続きまでをワンストップで受け止めるスムーズな互助の仕組みづくりと法的サポートを推進する。その仕組みを作り上げ普遍化を図る。  
 評価: 相談件数、セミナーの開催、マニュアルの作成  
 事業主体: NPO法人篠原シニアネット・野洲市



## 高齢者支え合い拠点・終活仕組みづくり事業実績報告書

|      |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 野洲市高齢者支え合い拠点・終活仕組みづくり事業                                                                                                                                                                                                            |
| 委託者  | 野洲市                                                                                                                                                                                                                                |
| 履行期間 | 平成27年4月1日～平成28年3月31日                                                                                                                                                                                                               |
| 事業概要 | 地域にある篠原駅前自治会館を相談拠点として活用し、地域で暮らす高齢者等の見守り等、財産管理、遺言から看取りや死後事務委任手続きまでを受け止めるスムーズな互助の仕組みづくりを検討するため、法律家の協力を得て検討会、勉強会、個別相談会等を開催し法的サポートを受けた。また、この検討した成果として、地域の高齢者世帯が活用するためのマニュアル「私の大切な記録～エンディングノート」を作成し250部配布した。取り組みを普及する目的で、事業報告会を各地域で行った。 |

## 事業実績

## ■事業の仕組みづくりのための検討会実施（NPOメンバー、羽田慎二司法書士）

・回数 12回 ・参加延べ人数 178人

| 実施日   | 参加人数 | 実施日    | 参加人数 |
|-------|------|--------|------|
| 4月12日 | 13人  | 10月11日 | 13人  |
| 5月10日 | 12人  | 11月8日  | 12人  |
| 6月14日 | 15人  | 12月13日 | 16人  |
| 7月12日 | 15人  | 1月10日  | 14人  |
| 8月9日  | 14人  | 2月14日  | 22人  |
| 9月13日 | 16人  | 3月13日  | 16人  |
|       |      | 合計     | 178人 |

## ■自治会員対象のセミナー開催

・回数 5回 ・参加延べ人数 123人

| 実施日    | 参加人数 | 内容                   |
|--------|------|----------------------|
| 7月8日   | 23人  | 講師：羽田司法書士「相続・任意後見制度」 |
| 8月12日  | 24人  | 講師：羽田司法書士「相続・遺言」     |
| 10月14日 | 27人  | 講師：羽田司法書士「相続・遺言」     |
| 2月10日  | 22人  | 講師：ダスキン介護専任者「介護講習会」  |
| 3月23日  | 27人  | エンディングノート活用講座        |
| 参加延べ人数 | 123人 |                      |

## ■相談回の実施

・回数 14回 ・相談実人数 6人

| 実施日   | 内容 | 実施日    | 内容      |
|-------|----|--------|---------|
| 4月1日  | 遺言 | 6月23日  | 相続      |
| 4月3日  | 遺言 | 8月4日   | 遺言      |
| 4月4日  | 遺言 | 8月5日   | 贈与      |
| 4月11日 | 遺言 | 8月29日  | 贈与      |
| 4月13日 | 遺言 | 11月16日 | 不動産名義変更 |
| 5月20日 | 相続 | 12月15日 | 不動産名義変更 |
| 6月3日  | 相続 | 2月24日  | 相続      |
|       |    | 開催回数   | 14回     |

# ■事業報告会

・開催数 9地域 ・参加者のべ人数 221人

| 実施日    | 主催団体               | 人数  | 開催場所         |
|--------|--------------------|-----|--------------|
| 6月24日  | 滋賀県                | 11  | 淡海ネットワークセンター |
| 8月8日   | 篠原学区               | 11  | コミセンしのはら     |
| 10月21日 | 野洲市                | 50  | コミセンやす       |
| 11月20日 | 日野町社会福祉協議会         | 12  | 篠原駅前自治会館     |
| 12月9日  | 日野町社会福祉協議会         | 25  | コミセンしのはら     |
| 12月16日 | 野洲市・湖南市民生委員児童委員協議会 | 50  | 野洲市総合防災センター  |
| 2月5日   | 志津南地区社会福祉協議会       | 12  | 篠原駅前自治会館     |
| 2月19日  | 野洲市民生委員児童委員高齢部会    | 22  | コミセンきたの      |
| 2月26日  | 志津南地区社会福祉協議会       | 28  | 野洲市社会福祉協議会   |
| 合計     |                    | 221 |              |

# ■マニュアル本の作成と配布

- ・名称 「私の大切な記録」～エンディングノート～
- ・作製部数 250冊
- ・配布世帯 高齢者250世帯



○野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱

平成23年6月15日

告示第113号

改正 平成24年3月26日告示第45号

平成24年6月1日告示第116号

平成25年3月29日告示第34号

平成26年4月1日告示第29号

平成27年3月24日告示第45号

平成27年4月1日告示第81号

(設置)

第1条 この告示は、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため、野洲市市民相談総合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市民部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報等の管理)

第5条 委員長及び委員は個人情報の取り扱いについて、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、相談事案の支援及び解決に関する目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(部会)

第6条 委員会は、次に掲げる部会を設けることができる。

- (1) 生活困窮者支援対策連絡部会
- (2) 自殺防止対策連絡部会
- (3) 人権対策連絡部会

2 前項に掲げる部会の構成員及びその長は、委員の中から委員長が指名する。

3 第4条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会において審議した結果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部市民生活相談課において処理する。

(平25告示34・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月15日から施行する。

(野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱及び野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱（平成16年野洲市告示第146号）

(2) 野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱（平成21年野洲市告示第150号）

付 則（平成24年告示第45号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年告示第116号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

付 則（平成25年告示第34号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年告示第29号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第81号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平24告示45・平24告示116・平25告示34・平26告示29・平27告示45・一部改正）

政策調整部企画調整課職員

総務部人事課職員

総務部総務課職員

総務部人権施策推進課職員

総務部人権センター職員

総務部市民交流センター職員

総務部税務課職員

総務部納税推進課職員

市民部生活安全課職員

市民部協働推進課職員

市民部市民生活相談課職員

健康福祉部社会福祉課職員

健康福祉部障がい者自立支援課職員

健康福祉部障がい者自立支援課地域生活支援室（障がい者虐待防止センター）職員

健康福祉部子育て家庭支援課職員

健康福祉部こども課職員

健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室職員

健康福祉部高齢福祉課職員

健康福祉部健康推進課職員

健康福祉部保険年金課職員

都市建設部住宅課職員

環境経済部環境課職員

環境経済部商工観光課職員

環境経済部上下水道課職員

教育委員会事務局教育総務課職員

教育委員会事務局学校教育課職員

教育委員会事務局生涯学習スポーツ課職員

野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

野洲市ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

# 野洲市債権管理条例

## ＜市の債権の性格＞

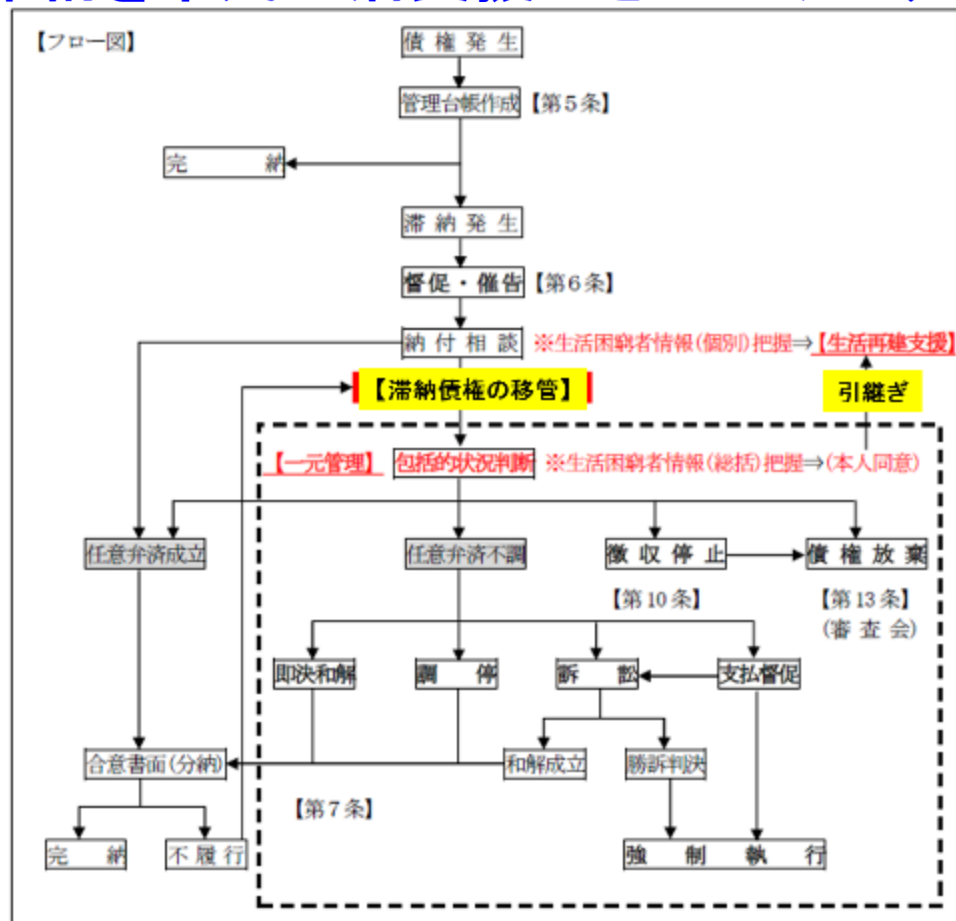
- 公共サービスを支える財源 **税**
- 公共サービスの対価 **料金**

ようこそ  
滞納いただき  
ました?!

- 滞納の補填はいずれも**税財源**

滞納は  
生活状況の  
シグナル

- 市民生活を支えるための財源(債権)  
市民生活を壊してまでは回収しない  
滞納を市民生活支援のきっかけにする



(実施規則別記様式) 野洲市生活困窮者支援事業相談申込書

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ID                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 受付日                                                                                                                                                | 平成 年 月 日 | 受付者                                                                                                                       |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| ■基本情報 (書ける範囲でご記入ください。) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| ふりがな                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                    |          | 性別                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input 3"="" type="checkbox/&gt;( )&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td&gt;氏名&lt;/td&gt; &lt;td colspan="/> | 生年月日 | <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成<br>年 月 日 ( 歳) |
| 住所                     | 〒 -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 電話                     | 自宅                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ( ) -                                                                                                                                              | 携帯       | ( ) -                                                                                                                     |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 家族                     | 同居者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 有(自分を含んで____人)<br><input type="checkbox"/> 無                                                                              | 別居の家族    | <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無                                                                  |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
|                        | 婚姻                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 子ども      | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有(____人 →扶養 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 健康状態                   | <input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くない/通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない<br>(通院先: ) (服薬・既往歴等: )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 住居                     | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅<br><input type="checkbox"/> その他( ) ※ローン・家賃: 万円/月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 収入状況                   | 世帯収入( 円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 本人収入( 円)                                                                                                                                           | 貯金所持金    | 貯金( 円)                                                                                                                    | 所持金( 円)                                                                                                                                                                  |      |                                                                                                   |
| 借金                     | <input type="checkbox"/> カード( 万円) <input type="checkbox"/> 消費者金融( 万円) <input type="checkbox"/> 銀行( 万円) <input type="checkbox"/> 知人( 万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 滞納状況                   | <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 電話 ※食事: 朝・昼・夜<br><input type="checkbox"/> 住民税(市・県民税) <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input 5"="" type="checkbox/&gt;( )&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td&gt;年金&lt;/td&gt; &lt;td colspan="/> <input type="checkbox"/> 受給中( 年金 円/2 箇月 年金 円/2 箇月) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明<br><input type="checkbox"/> 加入中( <input type="checkbox"/> 厚生・共済年金 <input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 一部納付(3/4・半額・1/4)<br><input type="checkbox"/> 全額減免 <input type="checkbox"/> 納付猶予 <input type="checkbox"/> 滞納 |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 健康保険                   | <input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 国民健康保険(普通・短期・資格) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明<br>※国民健康保険の場合( <input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 減免( ) <input type="checkbox"/> 分納 <input type="checkbox"/> 滞納)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                    |          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |
| 来談者<br>*ご本人<br>以外の場合   | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |          | ご本人<br>との関係                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄: )                                                                                                                                    |      |                                                                                                   |
|                        | 電話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ( ) -                                                                                                                                              |          |                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> その他( )                                                                                                                                          |      |                                                                                                   |

## ■ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。

|                          |               |                          |                  |                          |            |
|--------------------------|---------------|--------------------------|------------------|--------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | 病気や健康、障害のこと   | <input type="checkbox"/> | 住まいについて          | <input type="checkbox"/> | 収入・生活費のこと  |
| <input type="checkbox"/> | 家賃やローンの支払いのこと | <input type="checkbox"/> | 税金や公共料金等の支払いについて | <input type="checkbox"/> | 債務について     |
| <input type="checkbox"/> | 仕事探し、就職について   | <input type="checkbox"/> | 仕事上の不安やトラブル      | <input type="checkbox"/> | 地域との関係について |
| <input type="checkbox"/> | 家族との関係について    | <input type="checkbox"/> | 子育てのこと           | <input type="checkbox"/> | 介護のこと      |
| <input type="checkbox"/> | ひきこもり・不登校     | <input type="checkbox"/> | DV・虐待            | <input type="checkbox"/> | 食べるものがない   |
| <input type="checkbox"/> | その他( )        |                          |                  |                          |            |

## ■同意欄

野洲市長 様

私は、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報収集し、保有し、及び利用すること並びに外部(弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所等)に提供することに同意します。

平成 年 月 日

本人署名 \_\_\_\_\_ 印

■ご相談したいことや解決したいことなど

■支援メニュー

| 申込メニュー |           | 利用希望                                                  | 備考 |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------|----|
| 1      | 自立相談支援事業  | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
| 2      | 住居確保給付金事業 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
| 3      | 家計相談支援事業  | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
| 4      | 学習支援事業    | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |
| 5      | その他の事業    | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |    |

※スタッフ記入欄

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※当初<br>相談経路 | <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(来所) <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(電話・メール)<br><input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(来所) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(電話・メール)<br><input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた<br><input type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____)<br><input type="checkbox"/> その他( _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ※チェック<br>項目 | <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図<br><input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)<br><input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重・過重債務<br><input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ<br><input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校<br><input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者<br><input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災<br><input type="checkbox"/> その他( _____ ) |
| ※対応結果・方針    | <input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了<br><input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ<br>(必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする)<br>(→つなぎ先の制度・専門機関: _____)<br><input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む<br><input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する<br><input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

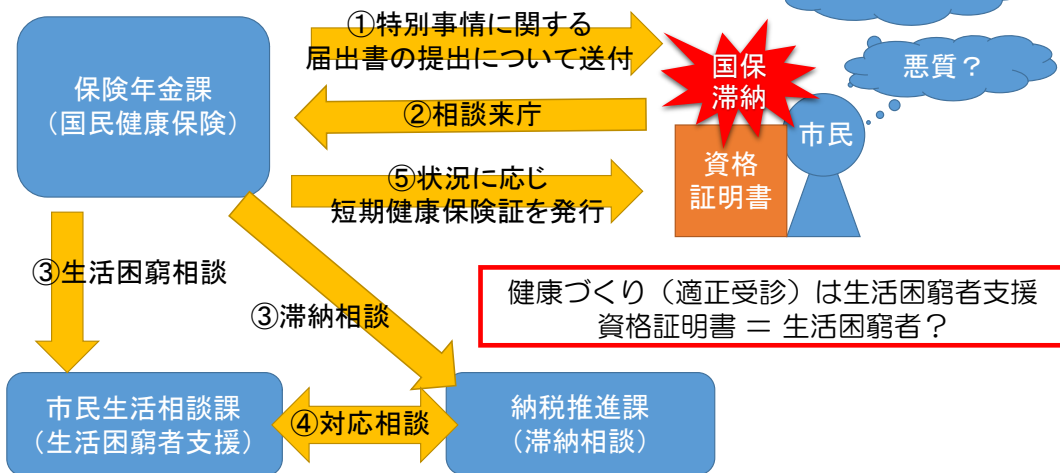
## 相談申込・受付表

| 就職希望内容  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労状況    | <input type="checkbox"/> 就労・就学している<br><input type="checkbox"/> 就労予定<br><input type="checkbox"/> 仕事を探したい・探している(現在無職)                                                                                                                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 転職先を探したい・探している(現在有職)<br><input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事は探していない)<br><input type="checkbox"/> 対象外(子ども,高齢者等) |
|         | (職場・学校名: _____) (雇用形態: _____)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                         |
| 最終学歴    | <input type="checkbox"/> 中学(高校未入学) <input type="checkbox"/> 中学(高校中退) <input type="checkbox"/> 高校(大学中退) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級含む)<br><input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校・各種学校・職業訓練校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院<br><input type="checkbox"/> その他( _____ ) |                                                                                                                                         |
| 所持資格・免許 | 普通自動車免許                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                         |
| 希望職種    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                         |
| 希望形態    | 正社員・パート・派遣・臨時・嘱託・その他( _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                         |
| 勤務時間    | 時 分～ 時 分 ( ) 時間/日・( ) 日程度/週      夜勤・交代                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                         |
|         | 休日: 土・日・祝      その他( _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                         |
| 勤務地     | 野洲市・守山市・近江八幡市・栗東市・草津市・その他( _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                         |
| 通勤方法    | 自動車・電車・バス・自転車・その他( _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                         |
| 給料      | 月額 _____ 円 / 日給 _____ 円 / 時給 _____ 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                         |
| 優先順位    | 職種( )   時間( )   勤務地( )   給料( )   休日( )   保険加入( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                         |

| 職務経歴(新しい順)   |                                                                                                                                                                          |                   |      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|
| 事業所名         | 仕事内容                                                                                                                                                                     | 勤務期間              | 離職理由 |
|              |                                                                                                                                                                          | 年 月～ 年 月          |      |
|              |                                                                                                                                                                          | 年 月～ 年 月          |      |
|              |                                                                                                                                                                          | 年 月～ 年 月          |      |
| 最終退職日: 年 月 日 |                                                                                                                                                                          | 働いていた期間(合計): 年 ヶ月 |      |
| 直近の離職後期間     | <input type="checkbox"/> 6ヵ月未満 <input type="checkbox"/> 6ヵ月～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上～2年未満 <input type="checkbox"/> 2年以上<br><input type="checkbox"/> 仕事をすることがない |                   |      |
| <その他>        |                                                                                                                                                                          |                   |      |

# ※国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクト

## 資格証明書から生活困窮者を発見



### ※野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱の改正

資格証明書の交付対象とならない特別事情に野洲市の独自基準を追加(平成27年4月1日施行)

(生活再建に係る支援を要する者に対する措置)

第7条 市長は、国保税を滞納している世帯主が生活困窮状態にあり、かつ、生活困窮者自立支援法(平成25年12月13日法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めたときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす。

| 様式第1号(第2条関係)                                                                                                  |       | 平成 年 月 日 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|--|
| 野洲市長 山仲 善彰 様                                                                                                  |       |          |  |
| 住所                                                                                                            |       | 氏名       |  |
| 届出者(世帯主)                                                                                                      |       | 印        |  |
| 特別の事情に関する届出書                                                                                                  |       |          |  |
| 国民健康保険法施行令に定める特別の事情について、国民健康保険法施行規則の規定により、下記のとおり届け出します。                                                       |       |          |  |
| 被保険者証<br>被保険者資格証明書                                                                                            | の記号番号 | —        |  |
| 【特別の事情に関する届出】<br>保険税を納付することができない理由(具体的に)                                                                      |       |          |  |
| ※ 特別の事情があることを明らかにする書類を添付してください。                                                                               |       |          |  |
| 【公費負担医療等に関する届出】                                                                                               |       |          |  |
| 医療を受ける被保険者名                                                                                                   |       |          |  |
| 医療等の名称                                                                                                        |       |          |  |
| ※ 規定による医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。                                                                    |       |          |  |
| 該当しているかどうかは裏面を参照ください。                                                                                         |       |          |  |
| 【特別の事情】                                                                                                       |       |          |  |
| 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は避難にかかったこと。                                                                               |       |          |  |
| 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。                                                                         |       |          |  |
| 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。                                                                                      |       |          |  |
| 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。                                                                                     |       |          |  |
| 5 上記に類する事由があったこと。                                                                                             |       |          |  |
| 【公費負担医療等】                                                                                                     |       |          |  |
| 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給                                                                            |       |          |  |
| 2 児童福祉法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項(同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 |       |          |  |
| 3 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号(新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。第27条の12第2号において同じ。)の医療費の支給           |       |          |  |
| 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給                     |       |          |  |
| 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                          |       |          |  |
| 6 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                               |       |          |  |
| 7 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給                                                                            |       |          |  |
| 8 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給                                                             |       |          |  |
| 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                        |       |          |  |
| 10 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給                                                                            |       |          |  |
| 11 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給                                                              |       |          |  |
| 12 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給                    |       |          |  |
| 13 神髄の復旧に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給                                                              |       |          |  |
| 14 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給                                                                          |       |          |  |
| 15 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付                                                                 |       |          |  |

- ・国民健康保険税の滞納が 1 年以上継続した場合に、保険証に引き換えて「資格証明書」を交付する。通常、医療機関の窓口負担は年齢・所得に応じて 1～3 割となるが、この資格証明書の交付を受けた場合は 10 割負担となる。
- ・ただし、納付ができない「特別な事情」を申告して認められた者等は、保険証の交付を引き続き（改めて）受けることができる。資格証明書の交付及び「特別な事情」等の基準は法令で定められており、以下のとおりである。

＜国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 1 条＞

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
  - 2 世帯主又はその者と生計に一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
  - 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
  - 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
  - 5 上記に類する事由があったこと。
- ・事業以外の損失などでの事情で生活困窮状況となり保険税を納付する能力を失った滞納者については、生活困窮の実態は同等であるが、「特別な事情」に該当しない者として、保険証の交付をしてこなかった。（資格証明書の交付）
  - ・しかし、国からの通知等では医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対し 10 割分の医療費の支払いが困難と認められる者については資格証明書を交付しないこととなっている。

◎今回、生活困窮者自立支援法の施行を受け、野州市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱の改正を行い、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による相談支・支援の実施が必要と認められる者に対し、資格証明書を交付しない対象とした。

◎資格証明書の交付を受けている市民の多くは生活困窮者であり、生活困窮者の生活再建を進めていくうえで、健康づくり（適正受診）は必要である。

◎要綱改正を受け、保険年金課から資格証明書となっている世帯に対し、「生活困窮状態のため納付ができず、市民生活相談課にて相談を受けるなら保険証を交付する」旨の通知を送り、相談者の発見につなげた。相談につながった相談者については、保険年金課、納税推進課とともに、生活再建に向けた支援に取り組んでいる。

もっとしっかり安全・安心  
生活弱者発見 緊急連絡プロジェクト  
～入居者（市民）の命を守り隊～

(資料 6)

1、背 景

高齢、障がい、貧困等さまざまな要因から、地域において孤立化する生活弱者の問題がクローズアップされている。孤立化の結果として、平成 23 年度末には、さいたま市や立川市で餓死事件が発生した。また、発見される際、死後数カ月経過した状況で発見され、その発見は不動産管理会社やガス会社からの連絡によるものであった。

国においても平成 13 年から幾度にわたり「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(最新は平成 24 年 2 月 23 日) 通知が出され、電気、ガス等の滞納状況等から、福祉事務所への連携がうたわれているが、個人情報保護の観点から実際なかなか進まない現状がある。

この 4 月には消費者庁からも個人情報の適切な共有について発信されており、生活弱者からの SOS をいち早く発見し、必要な支援を届ける方法を模索したい。

2、目 的

家賃滞納や新聞・郵便物が溜まる等の SOS 情報から助けが必要な生活弱者を発見し、いち早く「命を守る行政サービス」へつなげ、生活再建を進めることを目的とする

3、対 象

市内の賃貸住宅に居住する、自ら市役所へ相談することが難しいとされる、地域から孤立した生活弱者など

4、方 法

- ・家賃滞納等 SOS ⇒不動産管理会社が本人の状況確認 ⇒SOS を発見！  
⇒本人の同意の元に市役所へ連絡 ⇒行政サービスを活用し生活再建支援の実施

例) 失業 ⇒就労支援・住宅手当等    借金 ⇒債務整理  
その他、消費者相談・健康・メンタルヘルスなど

5、期待される効果

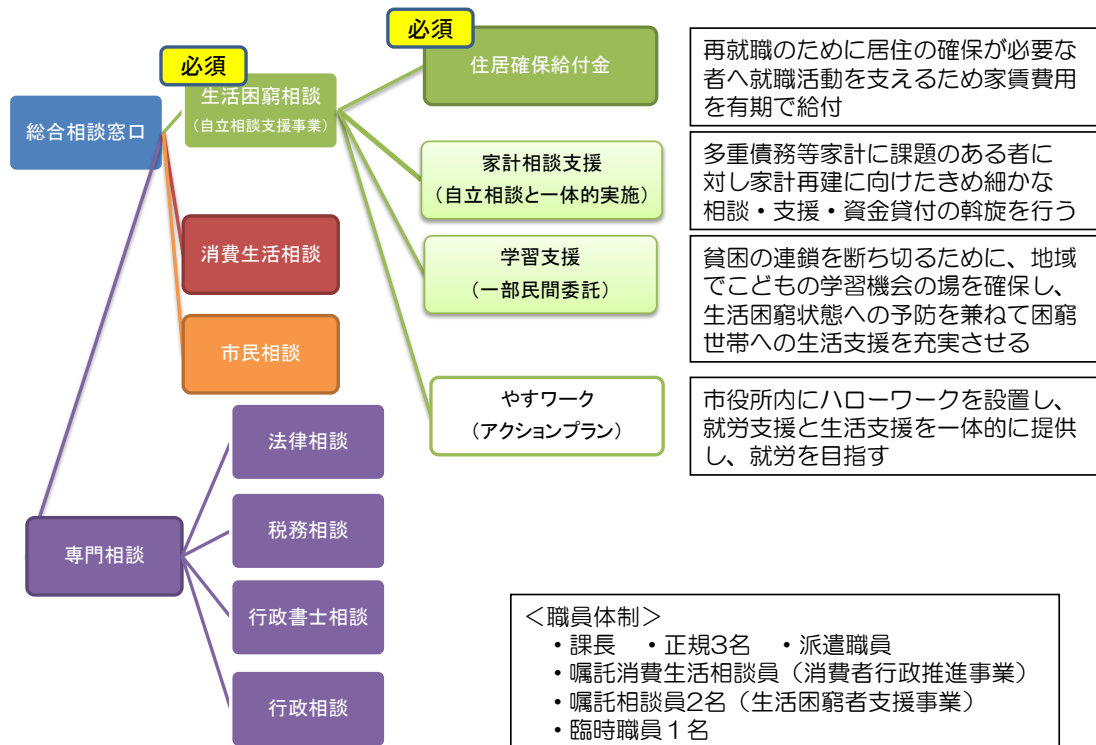
- ・市民は、早期に発見してもらえることで、命が守られ、生活再建が出来る
- ・不動産管理会社（貸主）は、孤立死などが防げ、資産価値が守られる
- ・市役所は、市民の命が守れ、安全・安心なまちづくりにつながる

6、その他

- ・野洲市の民間住宅入居数 3043 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・現在の協力不動産管理会社（10 社）の管理数 2083 戸（68.5%）



## 平成27年度 市民生活相談課の業務・体制

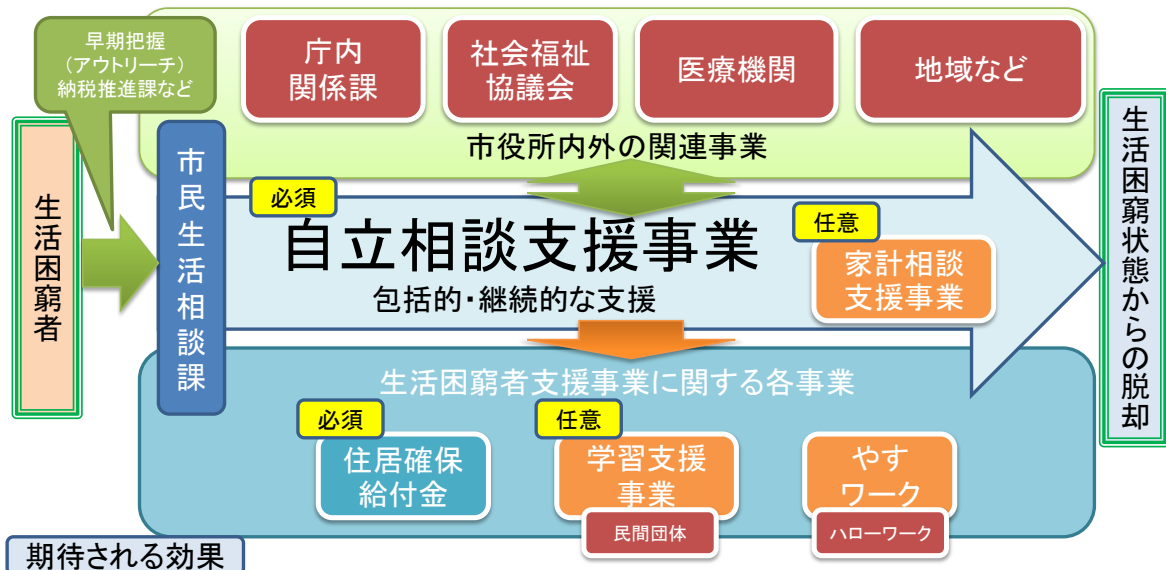


## 平成27年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

必須事業  
¾国負担

### 事業概要

- 野洲市における自立相談支援事業は、市民相談総合推進委員会設置要綱を踏まえ、総合相談窓口の機能を生かし直営により実施。
- 平成23年度より実施してきたパーソナル・サポート・サービスモデル事業、本事業のモデル事業の実績から市民生活相談課が担当。
- 庁内関係課や外部関係機関との連携から生活困窮者の早期発見を行い、市役所等の総合力で生活困窮者支援に取り組む。
- 学習支援事業等生活困窮者支援事業に関する各事業は自立相談支援事業の強化を図るメニューとして位置づけ実施する。
- 在宅状態から就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を進める。



### 期待される効果

- 生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を支援。
- 生活困窮者に対し支援メニューが届くことで、相談支援機能が強化され市民の安心・安全な暮らしが守られる。

## 平成27年度 野洲市住居確保給付金事業について

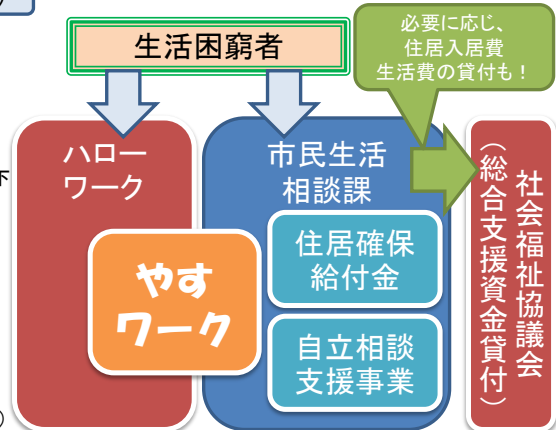
必須事業  
%国負担

### 事業概要

- 就労意欲・能力のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象に、住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職の支援を実施。市役所とハローワークによる支援をやすワークを中心に、賃貸住宅の家賃を有期限で支給(生活保護の住宅扶助額)。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業(平成26年度末までの事業)を制度化された必須事業。
- 平成26年度までは、社会福祉課にて実施。法律の本格施行に伴い業務を移行する。

### 野洲市の住居確保給付金事業の要件等(概要)

- 支給対象者  
離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、  
現在住居がない、もしくは住居を失うおそれのある者
- 支給要件(野洲市)
  - ① 収入要件:  
基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)  
+ 住宅扶助家賃額(単身:3.5万円 2人:4.2万円 3人:4.6万円)以下  
※ 単身(扶養なし)11.3万円以下、1人扶養15.7万円以下
  - ② 資産要件: 基準額×6(ただし100万円を超えない額)以下
  - ③ 就職活動要件: 原則週1回以上の求人先への応募、  
ハローワークでの月2回以上の職業相談、  
自治体での月4回以上の面接支援等
- 支給上限額(野洲市)  
単身:3.5万円 2人:4.2万円 3人:4.6万円
- 支給期間  
原則3か月間  
(就職活動を誠実に進めている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))



### 期待される効果

- 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要があるが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行える。
- 支給期間は3か月ごとの更新で通常最長6か月。自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間に。

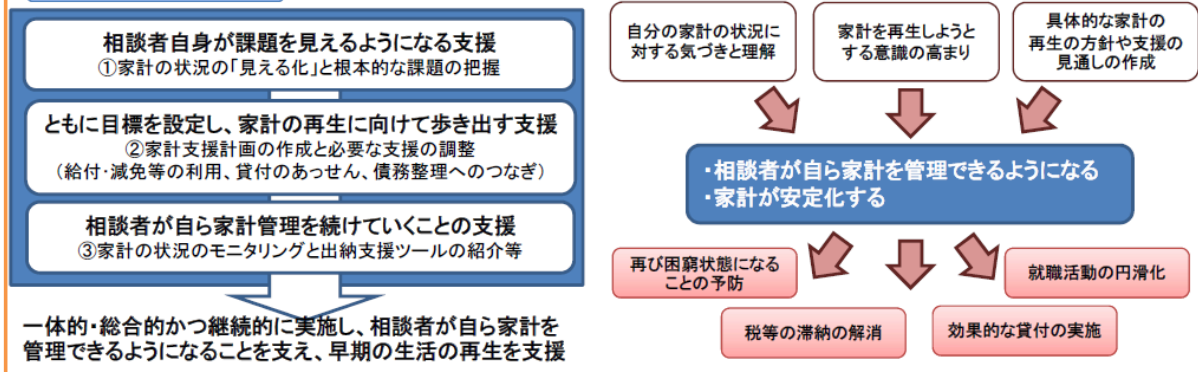
## 平成27年度 家計相談支援事業について

任意  
1/2補助

### 事業概要

- 家計相談支援事業は、
  - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
  - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援(公的制度的利用支援、家計表の作成等)
  - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
  - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 今年度は自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の相談支援の事業効果を期待する

### 支援のイメージ



### 期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、相談支援の事業効果が加速する。

新規

## 平成27年度 学習支援事業について(委託)

任意事業  
⅓国補助

### 事業概要

- 教育と福祉が一体的に取り組み、生活困窮世帯の子ども(中学生)や世帯への学習支援・生活支援を行う
- 学習機会の保障を行い、学習習慣を身につけ、貧困の連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを予防する
- 社会人との交流を通して、自分の将来(仕事など)について考える
- 子どもへのアプローチから生活困窮世帯を発見し、生活支援を届け、生活困窮状態からの脱却を図る
- 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する

### 野洲市学習支援 YaSchool(ヤスクール)

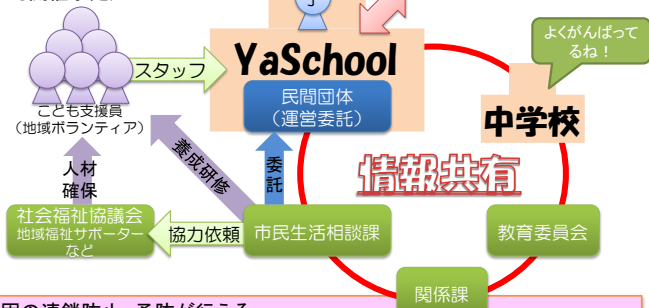
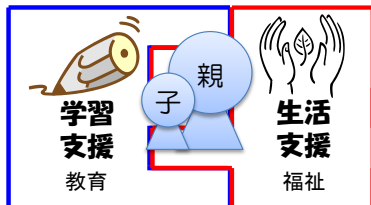
- ・目的:①子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけ、生き抜く力を身につける
- ②生活困窮世帯に必要な生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図る
- ③本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する
- ・対象:市内に在住する中学校1～3年の子どもがいる生活困窮世帯を対象とする。
- ・方法:学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施する。  
各専門家の社会人が対応し、将来の職業感を醸成。食育の観点のプログラムも実施。  
コミュニティセンターを活用し週1日夜間、(長期休暇は別日も開催予定)

☆教育委員会と連携して実施  
学校での副教材を活用

⇒副教材に取り組むと、学校での評価が上がる!  
⇒評価が上がると子どものモチベーションアップ!!

#### 運営協議会 メンバー

- ・民間団体
- ・野洲市社会福祉協議会
- ・教育委員会  
(各中学校、学校教育課、人権教育課)
- ・協働推進課
- ・社会福祉課
- ・子育て家庭支援課
- ・市民生活相談課



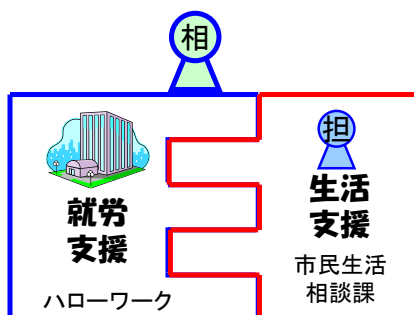
### 期待される効果

- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が届けられる。
- さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
- 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築される

## 平成27年度 やすワークについて

### 事業概要

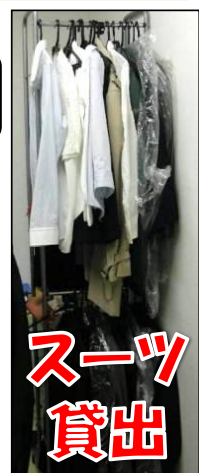
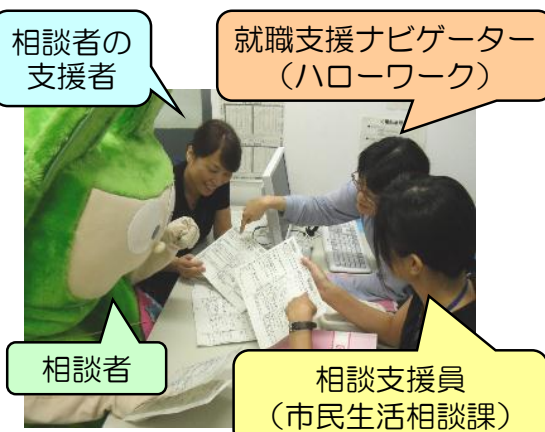
- アクションプランを活用し、市役所内にハローワークとの一体的実施施設(やすワーク)を設置し、ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供し、よりよい就労を目指す取り組み。
- ハローワークと同等の機器を設置し、ハローワークから就職支援ナビゲーターを派遣してもらうことにより、ハローワークと同等の情報やサービスで支援できる体制を整備。
- 対象は生活困窮者等。10時～16時の1枠45分間。毎日開所。完全予約制(市民生活相談課が受付)。



### 一体的実施

### 期待される効果

- ひとり親支援、生活保護、住宅困窮などの生活困窮者を対象に実施することで、就労支援を集約し効率化を図る。
- 市役所にハローワークを設置することで、就労支援の効果が上がる。
- ハローワークが市役所にあることで相談のきっかけがで、相談者の発見ができる。



人口約五万人の野洲市。市役所正面玄関を入つてすぐに、新法への対応を担当する市民生活相談課がある。課長補佐の生永裕美さん(三三)や主任の宇都宮誠実さん(三九)らが相談に來た市民の話に耳を傾ける。

直接、同課を訪れる市民ばかりではない。社会福祉課、税務課、保険年金課といった他部署の担当者が、市民生活相談課に困窮者を

困窮者支援

ふみ進んで

相談に呼び込む

連れてくることもしばしばだ。「『奈落の底に落ちろうだ』という市民のSOSを市役所のどこかの部署がキャッチし、その人をうちの課に紹介する。自分たちが生活状況をしっかり聞き取り、関係部署とも話し合っ  
て解決策を考えていく」と宇都宮さんは話す。

と宇都宮さんは話す。

市民が発するSOSの代表的な兆候は滞納だ。生水さんは「滞納は生活が行き詰まったサイン」と説明する。住民税や国民健康保険（国保）税、学校給食費などを滞納している市民がいたら、担当職員が、本人の同意を得た上で同課と滞納の情報を共有。滞納の原因が借金の場合は、法律家を紹介し債務整理をしてもいい。

し債務整理をしてもどう。

最近では、こんな事例もあつた。労働に見合わない低賃金な企業に勤め、国保税などを滞納していた四十代男性が、同課への相談をきっかけに、市と滋賀労働局が連携し、就労と生活を

## 野洲市役所の見取り図(部分)



一体で支援する窓口「やす  
ワーク」に転職についても  
相談し、別の会社にも就  
職、危機を脱して国保税な  
どが払えるようになった。

生活困窮者自立支援法で、自治体に義務づけられた事業は、困窮者からの相談受け付けと、仕事や住まいを失った困窮者への家賃相当の住居確保給付金の支

前から、生活困窮者支援に熱心に取り組んできた自治体はほかにもある。しかし、全国の大半の自治体では、この法への対応は手探りだ。生水さんは困窮者支援について「おせっかいが基本」と話す。そういった気持ちで全国の行政マンに広まるだろうか。

任意の事業には、就労に向けて訓練する就労準備支援や、家計管理をアドバイザーとする家計相談支援、生活困窮家庭の子どもの学習支援などがある。

野洲市は十年以上前から多重債務相談に力を入れ、それをきっかけに困窮者支援のノウハウを積み上げた。さまざまな部署が市民生活相談課に相談者を紹介する仕組みは、多重債務対策から発展させたものだ。

生活困窮者の支援では市役所の1階にある市民生活相談課、社会福祉課、税務課、やすうくなどが緊密に連携する。比較的小規模な役所のため連携しやすい面も(滋賀県野洲市作成)

「暮らしに困っている」とはありませんか。国民健康保険税を滞納していた四十代男性。野洲市の納税推進課員が、こう尋ねたところから男性が生活に困窮していることが分かった。市民生活相談課が聞き取る、家族は妻と子ども三人。失業に加え、百数十万円の借金があり、家族の精神面も不安定など、多くの問題を抱えていることが浮かび上がった。

「市役所には市民を助けるサービスがそろっている」

4/16C  
 今月、施行された生活困窮者自立支援法に基づき、困窮者支援の方策を探る全国の地方自治体。しかし、多くの自治体が「相談に対応する態勢が十分でない」という課題に直面している。そんな中、市役所の各課だけでなく、外部団体とも連携して困窮者支援を進めている滋賀県野洲市の例から、実際にどう対応するかを探った。  
 (白井康彦)

## 滋賀・野洲市の相談態勢

# 外部の専門家と連携

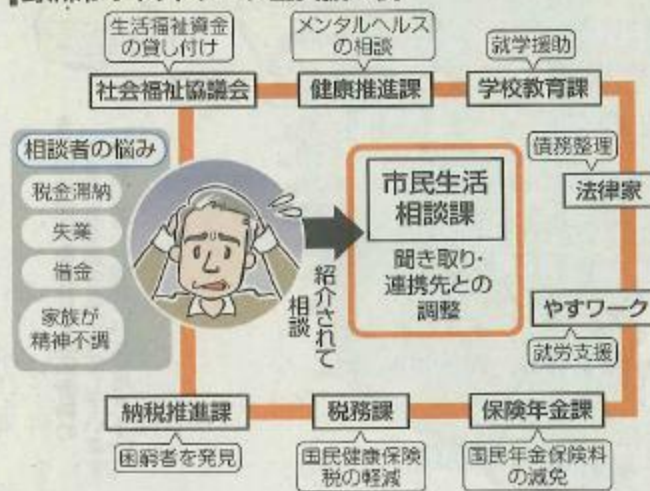
### 困窮者支援

#### どう進める

「。同課課長補佐の生永裕美さん(左)は口癖のように言う。同課から連絡を受け、保険年金課や税務課は国民年金保険料などの軽減に努力。学校教育課は子どもの就学を援助する制度の利用を男性に勧め、健康推進課は家族も含めメンタルの相談に乗った。外部団体の心援も大きな役割を果たした。司法書士ら法律家が債務整理に当たったほか、市社会福祉協議会が生活福祉資金の借入窓口となった。市と滋賀労働局が連携して困窮者を支援する市役所内の窓口「やすワーク」は、仕事探しを支援。こうした広範囲にわたる連携により、男性は就職先を見つけ苦境を脱した。

## 就職や債務整理など解決

### 野洲市のネットワーク型支援の例



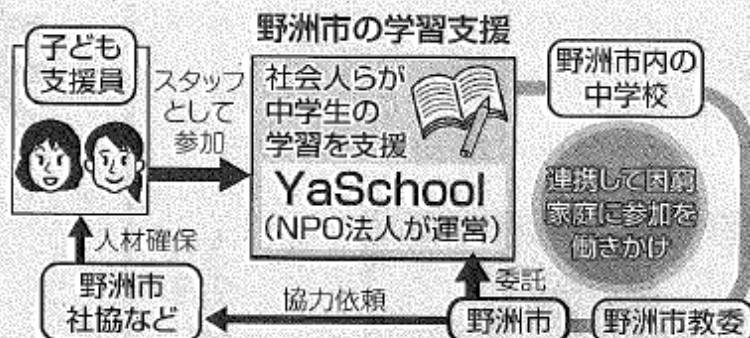
生活困窮者自立支援法が自治体に義務づけるのは相談への対応と住居確保給付金の支給。任意事業には、就労準備支援や家計相談支援、困窮家庭の子どもへの学習支援などがある。野洲市は二〇一一年度からモデル事業として困窮者支援に乗り出し、さまざま

な悩みを一カ所で受ける「ワンストップサービス」の拠点として進化してきた。やすワークのロッカーには、困窮者が就職の面接で借りるスーツも用意されている。市役所には米など緊急支援物資の食料もある。蓄積した態勢によって、一三年度は相談に訪れた市民のうち百四十五人が就

職。就職が決定しても、生活保護を受け続ける人も二十四人いたが、そのうち四人は生活保護から自立し、残る二十人も生活保護費が減った。生活困窮者が勤め先を確保して生活を再建すると、生活保護が要らなくなる。そのため、就労準備支援に関心を寄せる自治体も多いが、生永さんは「そればかりに注目してほしくない」と言う。各課が以前からある制度の利用を提案すること重要で、困窮者の状況によっては、生活保護の利用を勧めることも少なくないという。

山仲善彰市長(右)は「生活困窮者は『社会災害』の被害者。自然災害の被災者同様に支援するべきだ」と強調する。一部からは「特定の人の支援に駆けずり回ること」の声もあるというが「一人を救えない制度では誰も救えない。一人を救えたら、それをモデルに発展させればいい」。この哲学が、各部署や各組織をつなぐ背骨となっている。

# 中学生に無料で塾開設



## 母子家庭などへの学習支援

親から子に貧困が受け継がれる「貧困の連鎖」が社会問題になっている。滋賀県野洲市は、母子家庭など生活困窮家庭の中学生に勉強を教える仕組みをつくり、連鎖を止めることを目指している。講師役や軽食作り担当、食材提供者まで、さまざまな人材が集まっているのが特長で、困窮者をみんなで支える地域づくりにつながっている。（白井康彦）

今月十五日夜、JR野洲駅近くの公共施設「コミュニティセンター」や「ヤ・ヤ・ヤ」に、市職員や市民ら計十五人が集まった。生活困窮家庭の中学生が無料で学べる塾「YaSchool」（ヤ・ヤ・ヤ）の会場。参加者は、塾が五月十三日に始まるのを前に、机の配置はこれでいいかと話し合った。生活が苦しい家庭では、子供が塾に行けなかったり、本を買い取ることができなかったりして十分に教育を受けられないことが多い。そのため、給与の高く安定した勤め先に就職できる子供の割合も低い。

四月に施行された生活困窮者自立支援法では、負の連鎖を食い止めるようとする施策の一つとして、学習支援事業が位置づけられている。すでに学習支援活動を行っているNPOに事業をまかせること委託する自治体が多いが、野洲市はNPO法人「反貧困ネットワーク」が、市職員や市民ら計十五人が集まった。生活困窮家庭の中学生が無料で学べる塾「YaSchool」（ヤ・ヤ・ヤ）の会場。参加者は、塾が五月十三日に始まるのを前に、机の配置はこれでいいかと話し合った。生活が苦しい家庭では、子供が塾に行けなかったり、本を買い取ることができなかったりして十分に教育を受けられないことが多い。そのため、給与の高く安定した勤め先に就職できる子供の割合も低い。

## 困窮者支援

どう進める

塾は週一回三時間、高校受験に必要な五教科を教える。同法人や市が講師を

## 野洲市とNPO ゼロから体制構築

集めた結果、現役教員や大学生ら八人程度が手を挙げた。

「塾に来て、おなかがいっぱい。勉強に集中できないのは、体制作りを担ったメンバーのこんな声から、軽食作りをすること。市が市社会福祉協議会に協力要請して、ボランティアの女性らを募集。塾が開かれる時には、手作りの軽食でもてなす。食材費を誰が出すかも問題だったが、地元の農業青年団が地元産の近江米百二十キロを寄付してくれることになった。

入塾の対象は、母子家庭を中心に、児童扶養手当を受けている市内約百世帯の中学生。市職員らが保護者らに働きかけた結果、二十二日現在で十七人の中学生が参加を希望している。市民生活相談課課長補佐の生木裕美さん（五十）は「親に負担をかけたくないと、無料のヤ・ヤ・ヤに参加を希望する子どもが多い。いい感じです」。

「反貧困ネットワーク」は「副理事長で司法書士の羽田慎二さん（五十）は「勉強

ただでなく、あいさつの仕方など社会に出た後で役立つことも教えた。さまざまな技術や熱意を市民が持ち寄った結果、塾は開講に向けて動き出した。「これが地域づくりになるんです」と力を込める。

一方、野洲市は本年度から、生活困窮家庭などの高齢者に安心して暮らすための、いわゆる「終活」の支援事業も始めた。自立支援法のメニューになり市独自の取り組みだ。事業は、六十歳以上の人でつくる高齢者支援のボランティア団体、NPO法人「篠原シニアネット」に委託。遺言書の作成や任意後見契約、財産管理の代行など、法律家が関わらなければ進まないサービスが多い。ネットが相談を受け付け、必要があれば市を経由して法律家に依頼する。

理事の甘原裕之さん（五十）は「うちの団体の理念は「地域は大家族」。高齢化が進むので、市などと協力して高齢者の互助支援活動に力を入れていきたい」と意欲的だ。

「反貧困ネットワーク」は「副理事長で司法書士の羽田慎二さん（五十）は「勉強